

令和7年6月11日（水曜日）

（会議第2日目）

応招議員

1 番	澳 本 哲 也	2 番	浅 野 修 一	3 番	小 松 孝 年
4 番	山 本 牧 夫	5 番	宮 川 徳 光	6 番	宮 地 葉 子
7 番	矢 野 依 伸	8 番	水 野 佐 知	9 番	青 木 浩 明
10 番	吉 尾 昌 樹	11 番	矢 野 昭 三	12 番	山 本 久 夫
13 番	濱 村 美 香	14 番	中 島 一 郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	西 村 康 浩
総 務 課 長	佐 田 幸	企画調整室長	渡 辺 健 心
情報防災課長	村 越 淳	住 民 課 長	谷 純 大
環境政策室長	宮 川 智 明	健康福祉課長	野 村 晃 稚
農業振興課長	斉 藤 長 久	まちづくり課長	徳 廣 誠 司
産業推進室長	秋 森 弘 伸	地域住民課長	河 村 美智子
海洋森林課長	今 西 和 彦	建 設 課 長	河 村 孝 宏
会 計 管 理 者	國 友 広 和	教 育 課 長	宮 川 雅 一
教 育 次 長	岡 本 浩		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦 書 記 酒 井 真 哉

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

1 番 澳 本 哲 也 2 番 浅 野 修 一

令和7年6月第15回黒潮町議会定例会

議事日程第2号

令和7年6月11日 9時00分 開議

日程第1 陳情第12号（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）

日程第2 一般質問（質問者：1番から6番まで）

議 事 の 経 過

令和7年6月11日
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、陳情第12号、国民健康保険に対する「国庫補助金の増加等を求める意見書」採択のお願いについてを議題とします。

なお、陳情第13号は継続審査となりましたので、ご報告致します。

これから、委員長報告を行います。

総務教育常任委員長、吉尾昌樹君。

総務教育常任委員長（吉尾昌樹君）

総務教育常任委員会、当委員会に付託されました陳情第12号、「国民健康保険に対する国庫負担金の増額等を求める意見書」採択のお願いについてを、委員会において審査したことについて報告致します。

陳情者名は、陳情書文書表どおりです。

意見書については、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、及び厚生労働大臣あてになっております。

国民健康保険制度は皆保険制度の重要な柱となっておりますが、年齢階層や所得水準の偏りにより、国保被保険者には他の保険制度の被保険者と比較して倍以上の負担が掛かっております。

その負担を軽減するものとして、国庫負担率の引き上げと、18歳までの子どもの均等割全額免除を求めるものです。

当委員会として採決をした結果、採択することに決しました。

以上で、報告を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、委員長の報告を終わります。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、反対討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論は、ありませんか。

宮地葉子君。

6番（宮地葉子君）

私は、この陳情に賛成する立場で討論いたします。

委員会でも全会一致でこの陳情は通ったんですけど、それは、国保税が高いっていう住民の声は本当にたくさんあって、皆さん生活が大変です。

今、委員長の報告でもありましたけど、国保に加入している保険者は、年金生活者が大体 45 パーセント、それから非正規雇用の人が 33 パーセントとして、保険料を払う母体がですね、大変もう脆弱になってるんですね。脆弱な人が払うわけですね。

そして事業主負担ありませんので、なかなか税収が上がらない。その割には、高齢者でするので病気になる確率が高くてですね、国保税っていうのはもう構造的にいつも難しい状況に来てます。

それで、全国知事会も市町村会も、常に政府に何度も国庫負担を上げてくださっていう要望をしますけど、住民の何とか国保をならないだろうかって、自分たちの暮らし圧迫してるっていう声を代表してですね、議会の方もこの陳情を政府の方に上げたらいいと思って、賛成します。

議長（中島一郎君）

次に、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

水野佐知君。

8 番（水野佐知君）

異常な物価高が家計を直撃する下で、高過ぎる国保料が深刻な問題となっています。

国保の加入者は、今までも述べられたようにその多くが年金収入だけで暮らす高齢者であり、ほかの保険と比べて 1 人当たりの医療費が 2 倍以上となっています。

また、世帯の人数が保険料に影響する均等割という、ほかの保険にはない仕組みがあって、重い負担となっています。

特に子どもにかかわる均等割は、子育て支援、少子化対策への逆行にほかならず、2022 年から未就学の子どもの均等割の半額減免が始まっていますが、さらなる支援が必要と思います。

よって、国保負担率を上げて、ほかの保険と均等な負担率とすること、18 歳までの均等割の減額への拡充を求めることは、住民の命と暮らしを支えるとともに人口減対策にとっても重要であると思うので、賛成します。

議長（中島一郎君）

次に、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承ください。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 12 号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これで、採決を終わります。

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

おはようございます。

早速ですが、1 問質問させていただきます。

第一次産業の温暖化対策ということで質問させていただきます。

今現在、黒潮町でも CO2 の削減ゼロを目指して、さまざまな取り組みを行っております。

しかし、第一次産業の温暖化による影響というものは、これまで以上に大きくなってくるのではないかと思っております。

温暖化は、自然環境に強く依存する産業にさまざまな、深刻に影響を与えているのは間違いありません。

農業では、気温の上昇による作物の品質の低下、そして干ばつや洪水、豪雨の増加による影響、また、暖冬で、越冬できる害虫の増加など、厳しい経営が続いているものと思われます。

漁業では、何といっても温暖化による海水温の上昇で、今までのような魚が取れない。磯焼けによる、貝類や甲殻類がいないなど、深刻な状況が続いております。黒潮の大蛇行による、さまざまな魚種、漁法に影響を与えるのは承知だと思います。

今回の自分の質問は来年じゃあ再来年のことではなく、大げさに言いますけれども、10 年後、20 年後を見据えた質問だと思っておりますので、どうかよろしくお願いを致します。

まず、1 問目です。

農業、漁業において、温暖化による影響はどれほど町として理解をしているか。

また、これまでの取り組みはどうなっているか。

お聞きします。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

おはようございます。

それでは澳本議員のカッコ 1、農業、漁業において温暖化による影響はあるかのご質問にお答えします。

まず、町内の農業関係における温暖化の影響につきましては、昨年度、農作物における高温障害による育成不良や、病害虫被害が発生していることは、農業振興センターを通じ伺っており、水稻栽培では、もみに米が入っていない不稔（ふねん）や、米にひびが入る胴割れなどが発生しております。

また、ブントなどの柑橘類を中心に、害虫であるカメムシの大量発生による果実の落果や、奇形果実などの生育不良が発生し、キュウリ、ニラなどの施設園芸では、定植直後の高温の影響による根張りの不足や株の育成不良があり、収量や品質の低下につながっていると承知をしております。

町としまして、JA の営農指導員、県の普及指導員などによる、作物や農地条件に合った栽培指導に取り組み、産地全体を含め、個々の農家における栽培技術の向上を図ることで、このような高温障害における対策を進めるとともに、病害虫対策におきましては、各農家による個別の防除、また地域で行う共同防除を徹底していただくことで、農作物全体としての被害軽減防止への取り組みを進めてまいります。

次に、漁業関係における温暖化の影響につきましては、引き続き、平均海水温の上昇が挙げられます。

中長期的には、水温の上昇に伴う魚種の変化が考えられ、近年、町内沿岸でも定置網漁業などに水揚げされる魚種にも表れてきております。

また、海水温の上昇に比例し、沿岸域における藻場の生育にもその影響が表れており、海藻の枯れや天敵であるウニの繁殖につながっていると考えております。

そのほか、近日、マスコミでも大きく取り上げられております黒潮大蛇行につきましても、海水温の変化や潮の流れには密接に関係しており、現時点では、平成29年8月から続く黒潮大蛇行が一定終息する兆しも見えてきているため、現在、その動向を注視しております。

こういった海水温の上昇における近年の町内水揚げ量全体への影響につきましては、対象となる魚種により増減があり、町としての個別対策には至っておりません。

その中で、平成28年度より継続しておりますアマダイ類の種苗放流事業につきましては、近年、順調な水揚げに結び付いているデータとなっていることもあり、今後とも現在の黒潮町海域の生息環境に沿った魚種を選定することで、結果として、より確かな事業効果が発揮できると考えております。

現時点では、足摺沖より離岸していた黒潮本流も一定接岸しつつあり、今後とも海況の変化も踏まえた上で、引き続き関係者間での情報共有を密にし、状況を注視してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

ハウスの影響とか稲作の影響なんか、分かりました。ありがとうございます。

それですね、1つ、ラッキョウの温暖化による影響というのは、これも計り知れないものがあります。

どこまでこれを町として、今理解しているのでしょうか。

よろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

ラッキョウの高温の関係はですね、収穫した後の夏場に種子がですね、前なんかは圃場とか自宅の倉庫で保管していたものを、それが、夏場高温になる関係でなかなか夏が越せないというようなことは聞いております。

その対策としまして、予冷库でその保存ということを行っているということを聞いてまして、予冷库の方ですね、種を保管することで、その高温に対する対応ということができると聞いております。

黒潮町としましては、予冷库のですね、ラッキョウの種子の保管ということには限らず、花の花卉とか、あとはショウガ等を含めた予冷库を令和3年度に整備をしまして、その予冷库の整備の目的として、ラッキョウの種子も保管するということを行っております。

その整備に対して補助を行うということで、対策を行っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

また、その予冷库の方向とは、また後の行政ができる取り組みとしてまたもう一回、質問させていただきま

す。

漁業について、すいません。

温暖化による海水温の上昇でさまざまな影響があるとは、もう本当に出ております。

特に、磯焼けによる海藻が生えない。で、その貝類や甲殻類がほんとにいないというのは本当にあるがですけども、磯焼けについて、町としてどこまで進んでいるものか。

お聞きします。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、澳本議員の再質問にお答えします。

議員ご質問の、磯焼けならびに藻場の減少につきましては、特に夏場の降水量による海藻の磯枯れや天敵であるウニなどの食害、海域における塩分濃度の変化など、複合的な理由が考えられると思います。

藻場の役割としましては、小さな魚類のすみか、また稚魚の抛り所となっており、大きく捉えると、地球温暖化ガスの一つである二酸化炭素の吸収にも影響する多面的な役割もあるため、町としましては、漁業政策上大変重要な課題と認識をしております。

現在は、田野浦海域の面積 10 ヘクタールにおきまして、水産多面的機能発揮対策事業としまして継続的な藻場活動に取り組んでおりますが、さらに今年度からの新たな取り組みと致しまして、黒潮町と日本製鉄株式会社、高知県漁業協同組合との三者で協定を結び、町内沿岸域における鉄鋼スラグを用いた藻場造成の現地実証実験を計画しております。

今後とも、藻場の減少など課題解決につなげるため、さらなる調査ならびに検討を進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

分かりました。ありがとうございます。

それと、すみません、モジャコの関係です。

モジャコは今やっとですね、もうほとんど終わったような状態です。今年もどうにか順調に終わった、というのが現実です。

しかしですね、今まではですね、モジャコの病気のことですが、ビブリオ病とか類結節症とかいう病気が、今までの 10 年、20 年前にはそれだけの、モジャコの病気でした。しかし、新たな病気が次から次へと襲ってくるのが現実です。

そこらへんの、新たな病気が発生しているがどこまでの対策が、今行政としてできているのか。

お聞きします。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、澳本議員の再質問にお答えします。

入野漁港の蓄養水面における具体的な環境改善対策につきましては、近年、環境の変化の状況、あるいは資材、薬剤の高騰を踏まえて、そういった形で補助の方に取り組んでまいってきております。

また、環境条件の変化も踏まえまして、平成 30 年まで継続して実施しておりました。一例としまして、底質

改善にかかわる資材の投入等の効果を、現在、再度検討しております。

そういった形で、裏付け等あるいは効果の検証を進めまして、今後、実施に向けての協議事項として進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

モジヤコの関係は、今の現状が分かりました。

そしてですね、黒潮の大蛇行による影響は、やはりカツオの一本釣りは何といたってもこの大蛇行が影響するんではないかと思えますけども、今現在のこの温暖化に伴う、黒潮の大蛇行に伴う影響というものは、何か聞いておるでしょうか。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、澳本議員の再質問にお答えします。

先ほど答弁致しました、近年続いております黒潮大蛇行、そういったところの影響期間内において、土佐湾内に一定の期間、カツオが長く居付く状況がございました。その結果、令和3年から令和4年にかけて、県内でのカツオ水揚げ量も増加した状況がございます。

今後になりますが、黒潮大蛇行が一定終息に向かう状況の中で、海況や海水温の変化が表れていくことは想定されますが、今までのマイナス要因が解消され、カツオ以外、まあカツオも含め魚種別に黒潮大蛇行以前の漁獲量に戻るかは、現在未知数でございます。

プラスの面ばかりではなく、当然マイナスの面もあろうかと思いますが、そういったところも含めて考えております。

また、今後の海況の変化により、町内における19トンカツオ船や、中、大型のカツオ船、こういった部分で全国的な漁場の状況も刻一刻と変わってくると考えておりますので、今後とも状況を注視してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

はい、了解しました。

まだ聞きたいこといっぱいあるんですけども、特に底引き網漁業。これもですね、漁法も違ったんですが、もうほとんどほんとに漁がない状態が続いてると思います。

今、ほんとに4隻ぐらい佐賀地区の方に残っていたと思うんですけども、この4隻もほとんど今、操業していない状況が続いておると思います。

そこらへんも課長、注視してですね、これからちょっと対策を練らなければならないんじゃないかと思うので、そこらへんちょっとよろしく願います。

次、いきます。

これからの課題と、行政ができる取り組みは何かということで問います。

以上を、よろしく願います。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

それでは澳本議員の、第一次産業の温暖化対策についてのカッコ2、これからの課題と行政ができる取り組みはないか問う、についてお答え致します。

温暖化の課題としましては、記録的な豪雨や台風等の頻発、高温による作物の収量の減少、品質の低下、漁獲量の減少などが懸念されます。

温暖化に対する取り組みと致しましては、まずは、現在、黒潮町でも取り組んでいます脱炭素、温暖化対策を一層推進することが大切だと考えています。

また、農林水産省では令和3年5月に、持続可能な食料システムの構築に向け、みどりの食料システム戦略を策定し、中長期的な観点から、調達、加工、流通、消費の各段階の取り組みと、カーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進していくこととしています。

具体的な取り組みとしましては、生産関係では、高い生産性と両立する持続的生産体系への転換、水産資源の適切な管理などが上げられており、消費関係では、食品ロス削減などの持続可能な消費の拡大、建築の木造化、暮らしの木質化の推進などを進めることとなっています。

国の目標では、農林水産業のCO2の排出を実質ゼロにするCO2ゼロエミッション化を、2050年までに達成することとしています。

具体的には、農林水産省の全ての補助事業に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取り組みの実践を義務化する、通称みどりチェックが導入されています。その内容は、適切な施肥や適切な防除、生物多様性への悪影響の防止など、農林漁業者などが日ごろから意識すれば取り組めるもので構成をされています。

黒潮町としましても、みどりの食料システム戦略の実現に向けた取り組みに対して、農林漁業者への支援を行うことにより、温暖化対策の取り組みを進めていきたいと考えています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

分かりました。

全体的な取り組みというのは分かりましたが、すいません、農業の対策でちょっと聞きたいことがあります。

精密な気象データを基にやっぱ栽培スケジュールの管理など、やっぱり専門的な指導も今以上に普及しなければならぬと思っておりますが、そこらへんどうでしょう。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

澳本議員の再質問にお答えさせていただきます。

特に施設園芸ではですね、環境制御技術というのが高知県を中心にですね、進めています。

黒潮町の方もですね、環境制御技術、IOPを利用したですね、農業を推進してまして、具体的に言えば、温度管理とかですね、日射比例灌水、日光が当たるときに適切な灌水をするなど、そういう機材がありまして、それに対して黒潮町の方もですね、高知県と協力して補助を行うことで、環境に適した収量増加を目指す農業を取り組みをしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

ビニールハウスなんかのますますの復旧をやっていくということでもありますけども、スマート農業の取り組みも必要になってくると思うんです。ドローンを使ったり、まあぶっちゃけた話、AI を使ったりとか、導入の体制が重要になってくると思うんですが。

スマート農業の導入ということはどうでしょうか。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

スマート農業についてはですね、黒潮町での取り組みは、水稻で共同した防除をですね、ドローンを行っています。

取り組みはですね、黒潮町農業公社で取り組みを行っておりまして、先ほど言いましたように水稻の共同防除行っております。

そのドローンに対してですね、補助を行いまして、黒潮町としてはですね、推進をしているところです。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

はい、分かりました。

これからですね、温暖化になってくるのはもう本当に確実、100 パーセントだと思います。新たな作物の品種、品質の転換とか、多様化で温暖化に立ち向かえる体制づくりが必要ではないかと思います。

今まで、ぶっちゃけた話、ラッキョウやったらラッキョウだけをずっとやったけども、あと 10 年後、20 年後、ほんとに分かりません。この砂浜を利用した、何かまたほかのもの何かやらないかとか、そういうような取り組みがまた必要になってくると思うんです、これから。

そこらへんはどうでしょう。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

澳本議員の再質問にお答え致します。

ラッキョウはですね、砂地で水はけがいい所で栽培をしてるんですけど、同じようにサツマイモ等の芋類にも適した、いるということではですね、農業振興センターでは確認をしています。

しかしながら、今の段階ではですね、反収とか単価を比べますとラッキョウの方が収入が多く、今の段階ではですね、品目としてはラッキョウの方が有力ではないのか、ということも聞いております。

どのような作物を作付するかはですね、農業者の経営判断として行うものですが、砂地でのラッキョウに限らず施設園芸などでもですね、農業者の収入増につながる取り組みが大切だと考えております。

黒潮町としましても、JA とかでですね、農業振興センターなど、関係機関と協力しながら、高収益の作物の転換や品質、収量の向上など、農業者の収入増につながる取り組みを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

よろしくお願いします。

とにかく、農業耕作者にもっともっと出向いて、課長、意見を聞くなりはやってもらいたいと思います。

先ほどのラッキョウの種芋、種子のことで、また戻ります。

温暖化により、種芋が腐っていくという状況があるんです。早、もう来月に入っていくと、もうこの種芋を引いてですね、ある人らあは、もう家の納屋なんかで 24 時間扇風機まいつ放しとかで、冷蔵庫に入れれるものは入れて、そういうような状況が続きます。

今まで、昔はですね、種芋はもう植える手前に掘っていったような気がするんです。もう 7 月に掘るがじゃなしに、もう植える本当に 1 週間前とか、もうそんなふうな状況になってきています。種芋のその状況が。

で、種芋が不足しているのは本当に現状なわけです。この腐ることによって。で、農協も今日言ったように、冷蔵庫に保管しているものはかまんですけども、してない人も実際にいるんです。

してない人は、やはり農協に出荷していないとか、そういう人らあなんです、そこらへんどういうふうに捉えていますか。

議長（中島一郎君）

産業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

澳本議員の再質問にお答えを致します。

予冷库の利用はですね、JA の生産部会の会員のみの利用ということは聞いております。JA の部会の会員というのは、JA でラッキョウを出荷しているということになるんですが。

その理由としましては、ほかにも予冷する品目があって、保管温度が違ったりですね、ラッキョウとほかの品目で温度が違ったり、あと、スペースに限りがあるということも聞いております。ラッキョウの種子の予冷の確保の要望があったらですね、黒潮町としましても JA で保管ということになってますんで、JA 等関係機関と協議をしてですね、協議を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

ぜひともですね、やっぱり農協に出荷するのは当たり前かもしれませんが、やはり値のええところへ持っていく、みんな。それがやはり皆思っていることですので、そこらへん、行政が入ってですね、農協と協議をきっちりしてもらいたい。

で、その冷蔵庫の使用料も、ある程度やっぱり要るんですよね。保管料。そこらへんの今までの補助というものは、全くありません。

で、ラッキョウに対する今まで補助というのはね、3 年ぐらい前に農機具の方で補助が何かあったと思うんですけども、ラッキョウの補助というものはないでしょう。なかったと思うんです。

だから、この種芋、温暖化による腐る防止ということで、どうにかこの補助はできないかということを聞きます。

議長（中島一郎君）

産業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

澳本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ラッキョウへの補助ということですが、予冷に関してはですね、予冷库の整備の段階で、整備費に対して補助をしております。先ほど言いましたようにラッキョウのための予冷ということではないんですが、予冷库の整備費としましては3,600万ほど掛かってまして、補助金として2,100万ほど出しております。

整備費の方にですね、補助をすることで、利用料が安くなっている面というのはあると思います。

電気代等のですね、ランニングコストへの補助ということですが、なかなか今までにですね、そういうことを検討していませんので、今の段階でですね、なかなかできるとも言えませんので、今後また農協の方です、先ほどの利用者のこともありましたので、協議をしていく中で話を伺っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

スペースも限られていると。

僕が思うんですが、入野漁港のチリメンの集荷場、皆さん分かってると思うんですけども、あそこには大きい冷蔵庫が2基あるんです。そこは今、全く使用されておられません。

それをどうにか使用できないかないうことが、地元の人から言われます。そこらへん、どうでしょう。

まあ、しばらく使っていないで、多分修理も必要になってくると思うんですけども、そこらへんどうか町に修理していただいて、どうにか使用できないかなと思ってるんですが。

課長、どうです。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員の再質問にお答えします。

議員ご質問の、入野漁港における冷蔵庫の使用、今現在使われてない冷蔵庫の使用、あるいは改修につきましては、議員おっしゃられるように冷蔵箇所はございます。

ただですね、議員ご存じのとおり、かなり経年の劣化の損傷はひどく、現在、使用不可の状況があります。

再度の使用となりますと、空調機器などの全部の交換、そういったところも十分想定され、費用面でかなり高額なことが想定されます。そういった部分、まず所有者であります高知県漁協、そういったところの承諾も必要とはなっておりません。

修繕利用の面を考慮しますと、実際の再度の使用っていうところにはかなり困難な面があろうかと思いますが、またそういった形のご提案につきましては県漁協に情報を伝え、検討を進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

ぜひともですね、もう何にも使っていない冷蔵庫です。ほんとに結構広いです、これ。どうにかあれを使っ

てですね、地元の還元、利用にできないかなと思いますので、前向きな本当に検討をよろしくお願いを致します。

漁業対策の方にいきます。

温暖化により、もちろんカツオの一本釣り漁が、ひょっとしてですよ、今北海道でブリが取れています。ひょっとして、北海道の方に漁場が移る、カツオですよ、可能性はゼロではありません。

また、船主の方たちも、またそれを危惧しております。

その場合、一本釣りですので、漁業法の関係でもう一つ許可が要らんということもあるかもしれませんが、その事務的な対策で、漁場でのトラブル。何かのその回避策など、やっぱこれから検討していくことが結構あると思うんです。

ここらへん、どうでしょう。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員の再質問にお答えします。

議員おっしゃられるように、今後、漁場が遠くなる、今まで行っていないような漁場の想定も十分に考えられます。

その場合におきまして、さまざまな諸条件の変更による調整やですね、先ほど言いました、トラブル等は実際私の方には、過去の事例では届いている状況はございませんが、そういった想定も含めまして、遠くで漁をする場合においては、基本的にはこうちカツオさん、こういったところを通じてですね、情報の収集に当たっておりますので、そういったところも踏まえまして今後の方向性を検討していきたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

よろしくお願いします。

先ほども、課長が言ったように、その磯焼けです。ウニが害で海藻を食べると言いましたけども、ムラサキウニは反対に取るんです。

このムラサキウニが、もうまたなかなかこれも、海藻がなかったらやっぱり身が入らない。空のウニを取ってくるようになる。そうなってくると、漁がまた終わる。ひょっとして、もう中止になるかもしれません。

ということで、とにかく藻場の再生をやっぱりこれから積極的にやっていかなければならないんですが。

もう一回ですね、その藻場の今後の対策、もう一回よろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員の再質問にお答えします。

先ほどから、従来申しますように、非常に藻場の減少には町としても悩んでいるところです。

現在の藻場保全活動、これにおきましては10ヘクタールを継続して行ってきたところではありますが、そういったところを実際の地元の潜水業者の方々にご協力を得て、やっております。

現場海域での直接潜水における作業であり、波浪の状況等もあり、なかなか面積の拡大というところには現

在至っておりません。

そういったとも踏まえまして、現在、ウニの食害等につきましては、あくまで限定的な地域となっておりますが、現在の海況の変化を踏まえたと、そういったところの場所の再検討、あるいは追加、そういったところに向けての関係者との協議は進めていきたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

よろしくお願いします。

もう一つ、確認です。

モジャコ対策、先ほど言ってくれましたけども、漁場の環境整備、で、薬に対する補助金も行っております。

これから先、どのような、また病気等が発生するかもしれません。柔軟に対応できる体制づくりをお願いしたいんですが。

確認です。もう一回お願いします。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員の再質問にお答えします。

先ほど答弁で申しましたとおり、現在の入野蓄養水面における現況、そういったところの調査の方は続けているところですよ。

で、数値的なデータにつきましては、いわゆる水温以外の特段の変化はございませんが、以前行っておりました底質改善の事業も近年行っていない部分もありますので、そういったところを関係者、実際に蓄養されている方々とのお話も踏まえてですね、今後の方向性を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

よろしくお願いします。

モジャコは本当に近年、なかなか成績もいいです。

今日聞いた話ではですね、宿毛港にもうハマチがいないと。もう3キロものハマチはほとんど売れてない。なかなか好景気で活発にやっていますので、どうかそのへん、また、ここ2、3年はまだいいんじゃないかと思っておりますので、どうか漁場の環境整備、本当に大事ですのでよろしくお願いします。

それと、一番ですね、漁がないのはチリメンです。去年も、ほとんどないと言っても過言ではないんですが、このままいくと本当に、田野浦の漁港には漁業者が一人もいなくなるんじゃないかと危惧しております。

ここで、やっぱり魚種、漁法の転換というものを、やはり考えなければいけないんじゃないか、そういう時期も来ているんじゃないかと。まあ、黒潮町の大蛇行の、また元へもんたらまた違うかもしれません。しかし、今現在は本当に、全くあの港には魚が揚っていないという状況です。

そこらへん、町として今どういうふうな対策を考えているか。

よろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは澳本議員の再質問にお答えします。

町内の機船船曳網漁業、いわゆるシラスパッチ漁業につきましては、現状、町内における水揚げ資料によりますと、10年前の平成27年度と比較しましておよそ5分の1まで減少が続いており、令和6年度の実績につきましては、年間で23.1トンの実績となっております。

この長期的な不漁の原因につきましては、シラスの親となるカタクチイワシの減少や、先ほど申しました黒潮大蛇行などの要因による海流の変化、そういったところが挙げられますが、水温等も含めましてさまざまな複合条件が重なってのことではないかと捉えております。

議員おっしゃられる将来的な魚種の転換、そういったところも確かにございますが、今現在におきましては、町としましてこの黒潮大蛇行、今後の海流の変化を注視した上で、高知県漁協、また関係者での情報共有を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

澳本哲也君。

1 番（澳本哲也君）

分かりました。

とにかく情報を共有しながら、漁業者と一緒に、また行政も一生懸命取り組んでいてもらいたいと思います。

この温暖化により、特に自分も万行で関わっておりますけども、万行のラッキョウの耕作者なんかは一年中、もうラッキョウに関わっていくという体制になってきています。

もう昔みたいに、植えていつときまた時間があってまた引くというような、そういうがやなしにもう一年中、何かのラッキョウを作業している。また温暖化によって、それが多分なってきたと思います。

そこらへんも、課長もですね、農業者にできたら足を運んで、何かこう意見とか対策とか、一生懸命やってもらいたいなと思いますので、どうかよろしくお願いします。

以上で、終わります。

議長（中島一郎君）

これで、澳本哲也君の一般質問を終わります。

次の質問者、吉尾昌樹君。

10 番（吉尾昌樹君）

おはようございます。

早速ですが、それでは通告書に基づきまして、質問させていただきます。

質問は、物価高騰対策についてと南海トラフ巨大地震についてです。

まず1問目に、物価高騰対策について。

食料品や電気、ガソリン、特に米などの高騰に対する当町の対応や対策を問うとしております。

高知市も物価高騰対策として、子育て世代の負担軽減や、保育料を1カ月、給食費を2カ月間免除する費用などについて、3億2,000万の補正予算を組むなどの対策をしております。が、やはり今一番大変なのは、米の高騰対策ではないでしょうか。

米の高騰で学校給食がピンチで、米を確保するのも大変で、パンの給食が増えるのではないかともしわれています。

高知市は、年間1万円の給食費アップを検討しているとも書かれていました。

6月10日、昨日ですけど、高知市内で初めて備蓄米の販売が高知市のスーパーで、5キロ税別2,000円で300袋を整理券を配布して一般消費者に販売され、配布の整理券はすぐに終了したとのことでした。

昨年の上倍以上の米の高騰、国の支援金、給付金、補助金などをどう活用していくのか。当町の米対策はどうなっているのか。

お聞きします。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは吉尾議員のカッコ1、食糧品や電気、ガソリン、米などの高騰に対する当町の対応や対策につきましてお答え致します。

今般のさまざまな物価高騰に対して、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が全国の自治体に配分されており、給付金事業や定額減税のほか、各自治体の実情に合わせた推奨メニューによる価格高騰対策が展開されております。

当町におきましては、これまで、令和5年度計画分として約2億4,400万円、令和6年度計画分として約1億8,200万円、合計4億2,600万円の給付金事業や商品券交付金事業を実施してまいりました。

今年度につきましても、給付金事業として3,403万8,000円を本議会において補正予算案を上程し、議決をいただいたところであり、また、4月からは、町内小中学校における学校給食費無償化事業を実施中でございます。

昨年から続いている米の価格上昇をはじめ、エネルギー、食料品等の物価高騰の影響を受けている状況を踏まえ、効果的な支援ができるよう、さらなる支援策を検討したいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

吉尾昌樹君。

10番（吉尾昌樹君）

ありがとうございます。

沖縄の石垣島では、もう既に6月9日に、日本一早いといわれる新米が収穫されたそうですが、政府の備蓄米の大量放出で価格がまだ決まらないそうです。が、恐らく昨年の1.5倍ぐらいにはなるだろうと言っております。

店頭販売の金額にすれば、5キロで約3,000円後半ぐらいになると予想をしているとのことでしたが、当町での新米が出たときの価格は、5キロで大体どれぐらいになると予想しておりますか。

お聞きします。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

吉尾議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今年の上ですね、新米の価格というのは、ちょっとこちらの上ですね把握はしていません。

情報としてですね、今年の新米の価格というのは把握をしてませんので、すいません、以上となります。

議長（中島一郎君）

吉尾昌樹君。

10 番（吉尾昌樹君）

ぜひ、次はそのへんも調べておいていただければと思います。

私も個人的には、今まで米が安過ぎたと思っております。その上、政府の減反対策や、肥料、燃料、機械の高騰、これでは米農家も生活できなくなると考えております。また、後継者もできないのではないかと考えております。

これから国も米対策に一層の力を入れ、生産者も消費者も納得できる値段で販売されるよう期待をしますし、当町でも米が早く安定価格で供給されるような対策をお願いします。

それでは、この件についてはこれで終わりたいと思います。

続きまして2問目の、南海トラフ巨大地震についてお聞きします。

3月31日の内閣府提供によると、国は、およそ10年ぶりに将来発生の恐れがある南海トラフ巨大地震について、新たな被害想定を公表しました。

その公表によると、最悪の場合、死者はおよそ29万8,000人に上り、新たな想定では、震度6弱以上の揺れや3メートル以上の津波に見舞われる市町村の数は、31都府県、764市町村に及び、前回の被害想定より増加しました。

最大で29万8,000人に上る死者数のうち、7割は津波によるものだそうで、また、建物被害は最大でおよそ235万棟、避難者数は1,230万人に上ります。

経済的な被害も甚大で、合計で230兆円を超えると推計しました。

また、能登半島地震などで避難生活の過程で死亡するケースが多かったことを踏まえ、初めて災害関連死の人数が盛り込まれました。その人数も、2万6,000人から5万2,000人に上るとしています。

一方、地震発生時に迅速な避難を徹底すれば、津波の死者数が7割減少するなど、被害を減らせるとも言っておりました。

名古屋大学の名誉教授によれば、自らの命は自らが守るという意識の下、国民の皆さまには、住宅の耐震化や備蓄、迅速な避難行動に可能な限り取り組んでいただくとおりましたが、それも踏まえ、当町の対策をどういうふうにしていくのかお聞きします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

吉尾議員の、南海トラフ巨大地震の国の新たな想定について町の対策を問う、のご質問にお答え致します。

国は南海トラフ巨大地震の被害想定を見直し、令和7年3月31日に公表しました、高知県での想定死者数が最大4万9,000人から最大4万6,000人と、3,000人減少しましたが、新たな災害関連死の人数も試算しており、全体で約2万6,000人から5万2,000人となっています。

この被害想定を受け、高知県は高知県地震被害想定検討委員会において、県版の被害想定を令和7年度末に公表予定としています。

当町としましても、高知県の公表する被害想定を基に、以降の対策について検討する予定としています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

吉尾昌樹君。

10 番（吉尾昌樹君）

国は夏ごろをめどに防災対策の基本計画を改定する方針だそうです。豪雨災害や地震災害、津波災害など、複合的な災害にどう向き合うか。

石川県でもありましたが、これについても考えをお聞きます。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは吉尾議員の再質問にお答え致します。

能登半島地震でも地震津波災害の後、豪雨災害ということがありました。当然、そういった複合災害も想定していかなければいけないというふうに思っています。

また、数年前までもありましたとおり、コロナのような感染症の対策、そういったものも経験し、そういった対策も行っていました。

これから町が進める対策としとしても、地震、津波、防風、豪雨、それから感染症、そういったものにも配慮した対策が必要だというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

吉尾昌樹君。

10 番（吉尾昌樹君）

ありがとうございます。

この災害で、一人でも多く助かるような対策をお願いしたいと思います。

以上で、質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、吉尾昌樹君の一般質問を終わります。

この際、10 時 15 分まで休憩します。

休 憩 10 時 01 分

再 開 10 時 15 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

それでは、ただ今から質問を致します。よろしくお願いします。

今日は質問事項が 1 番から 5 番までございまして、住民が喜ぶ答弁を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

1 番目のですね、義務教育施設などについて質問を致しますが、実は、少し前段を発言さしてもらいたいと思います。

今月、いや、5 月ですね。5 月 25 日に小学校の運動会がございまして、それをずっと朝から、朝は雨があってその対策に迫られて、保護者、地域の方々、先生、児童の皆さん、総出で運動場の水対策をして、始まりが

1時間遅れで始まりましたが、一言で言いますとねよくまあ、この4月7日が入学式でございますので、休みとかいろいろございます。よくこの短期に児童の皆さんが生き生きと、そして、集団行動もできたということは、私はね大変素晴らしい学校の教育の成果であると。途中ではございますよ。まだ5月25日でしたので、何日も、その運動会とか日常生活、学校での生活がそれほど時間的に多くない間によくできたと。

それは、児童の頑張りもあるし、学校の先生方の努力、尽力、保護者のそういう後ろから押すという後方支援の力、相まって、それができたものと考えてはおります。

当然、それに至るには教育委員会の、教育長を筆頭に素晴らしい支援があったということは考えております。そのときにですね、どう言ったらいいでしょう。学校現場、義務教育の現場は言わずと知れた今ある施設を有効に活用されて教育をする。これは原点でございますが。

そういった部分についてもですね、少し思うところはございましたので、今回この質問のですねカッコ1番。施設の老朽度や環境緑花木の生育の評価に基づき、維持管理、維持管理ですよ。などをしているか問います。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは矢野昭三議員の、施設の老朽度や環境緑花木の生育の評価に基づき、維持管理等をしているか問うのご質問にお答えします。

小中学校施設の維持管理につきましては、教育委員会が主導して調査し対応を行う場合と、日ごろの学校長管理により行っております。

危険な箇所や修繕を要する場所、また、樹木伐採の対応が必要な場合は学校長から報告を受け、予算を確保して軽微な修繕は学校が行い、軽微でない場合は教育委員会が対応を行っております。

これまで教育委員会が主導して行う調査に一定の評価基準を設けずに実施をしておりましたけれども、昨年度評価基準を設けて管理を行うことのご提案を受けまして、以後、学校環境点検表を作成して巡回し維持管理を行っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

それですね、その運動会へですね、町外の方だったと思います。多分年齢から、見た格好から考えると、もしかしてお孫さんのおいでかなあと、学校の児童の中に。という、そういう年齢的な感覚で拝見したわけでございますが、やはりですね、駐車場から玄関に至るまでの間、体育館の方へも抜けてはおりますが、そこがね通路、正規な駐車場下りて玄関へ、職員室の前通って玄関行くまでの間が大変狭い。

狭い上にですね、そこから、この前の机があるように真っすぐ垂直にその擁壁が下がっておりまして、おおむね、へそよりもっと高いかと思うんですが、それで下が排水路。排水路がコンクリート製でして、幅が30センチぐらいですかね。そこから先が土の運動場ということになっておりまして、その方が私の近くでですね、これは危険な、危ないということをお連れの方お2人で話をされておりまして、なるほどなあと。

やはり、普段そこの施設をですね、めったに学校は入れませんが、たまに、私は小学校のときから、子どものときからそこへ通っておるもんで変わらず、高さは変わってないわけですね。だから、これが普通というように思ってるわけですが、そういうまた違った立ち位置からそういう施設を見たときに危ない。率直な声がありました。

ここらあたりの評価の仕方ですね。ぜひ、そういった声があつてですね、あのときにあんなこと言われよつたにね、なぜえやっちゃらたかねえと、やらつつろかねえと。あのときやっちゃたらねえということがないようにですね、義務教育の場でございますので、嫌でも行かないかん。絶対行かないかん、学校は。

だから、それにね直ちに応えていただきたいわけですが、どのようにお考えですか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、矢野昭三議員の再質問にお答えを致します。

今回、学校の外観含めて点検を致しました中で、拳ノ川小学校の職員室前からその前にある通路と校庭との段差につきましては、かなりの高さがございます。

そのこの境のところには、今、植木の鉢などを置いて一定の印はありますけれども、全ての部分においてそれがなされているわけではございません。

また、このことを受けまして、ほかの小中学校は同様の状況があるのかどうなのか調査を致しましたけれども、こういった状況にあるのは拳ノ川小学校だけということになってございます。

学校の施設につきましては、日常は保護者であったり、そこに通う児童が使っておりますけれども、運動会のように普段使わない方が学校にみえられる場合もあります。不慣れな状況の中で、そういった段差のことについてはけががあつてはいけないということになってこようかと思ひます。

こちらの今後の対策につきましては、教育委員会の中でも協議を行い、また、学校長ともどのような手だてが有効なのかと協議を行つて、今後進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

そういう前向きな答弁いただきまして、感謝はします。

私も先週、町内の小学校全部回ってきました。ぐるぐるっと。

で、管理の仕方、維持管理の在り方についての違いがあるなあということはこの目で確認しておりますので、そういったことも踏まえてですね、ぜひ今の答弁、直ちに具現化できるように、そこを期待して次のカッコ2番へ移ります。

学校給食センターの食材などの確保は十分か。

問ひます。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは矢野昭三議員の、学校給食センターの食材等の確保は十分か問うのご質問にお答え致します。

学校給食センターの食材等の確保につきましては、地元の生産者、事業者をはじめとし、他市町村の給食センターや施設等と取引実績のある業者から食材を調達しており、安定的な食材の確保に努めております。

現在のところは、食材の確保につきましては対応できている状況でございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

先ほども先輩議員から米のことが質問をされたわけですが、今までは私どもは米はあるというようなことで聞かされておりました。

ところが、最近になってから急に米がないというで大騒ぎになってきておりますが、これはどがいしたことやろかと。ゆうべのニュースですかね、見よったら、20 万トン備蓄米出すので、残り 10 万トン備蓄米。単純な話すると、これはそんな話でえいやろかというような心配いうか、もうちょっと言うと心配を通り過ぎたことやないかなあと。そんなふうに、事実関係は分からないですけども、報道にこういう形でやられるとです、大臣が出てきてああいう話されると、こりゃあと、国民の不安をあおる状況のこんにちでございますが、義務教育の場においてですね、給食センターは町の直営です。そういう不安はね、与えてほしくないというのが第一です。

私のここに手元にあるのは4月のね、給食センターの献立表なんですよ。ほとんど毎日、ごはんが出ておりますね。そりゃあ、これがなくなるとじゃあ代わりのもんを必要になりますわね。カロリー含めて。

だからね、米だけの問題やなしに、米以外のものも大丈夫ですかと、こうなるんですがね。

そのへんをですね、これ大丈夫ですか。毎回、盛り付けの絵までちゃんときれいに配っていただいておりますけど。ここのエネルギーいうところありますわね。字が小さいき読めんけど。栄養量ですか。栄養量。小学生の皆さんで650、これカロリーというんですかね。基準栄養量。

それから、平均栄養量579という数字が出ておりますが。

これは今後とも確保できるという見通しはいかがですか。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

矢野議員の再質問にお答え致します。

結論から申しますと、確保できるというふうに踏んでおります。

しかしながら、現在、お米に関しても町内での調達ということを原則としておりますが、足りない分につきましては町外から調達をして、子どもたちには腹いっぱいご飯を食べていただきたいと、こんなふうに思っておりますね、取り組んでいるところであります。

また、お米の量をですね、今後増やしていくということは大変難しい状況にあらうかと思っておりますので、そこはまた状況見ながら対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

将来担っていただく若い方たちでございますので、健康には十分配慮をしていただいておりますね、ひもじい思いをさせないようにしていただくことを期待しておりますが。

私事言うても悪いけど、私なんかもう戦後即の生まれでございます、周りを見てもですね、腹の出た人は一人もいなかったですよ。

見たらね、裸になって着るもんもないので、その当時はね、お金はあってもね配給券がないとものがもらえない。だから、へそがね背中へ付くような思いをして先輩方は苦労されておりました。

ほんで、私らも一緒ですよ。小学校の頃、児童といわれる頃の。だからね、家に帰っても食べるもんがないんですよ。で、店屋もない、お金もない。ないないづくしの中でどこで何があったというたら、野山へ行ってですね、山へ行って柿とかアケビ、イモ。イモは山の上まで作ってありましたので。川へ行ってハヤを獲るとかウナギ獲るとか、そういうことで、必死で自分でものを取るんですよ。取って生活してきた、生きてきた。勉強どころやなかったですよ。

だからね、食べもんがないということはね、そういうことなんですよ。何もほかのことを考えるゆとりがなくなる。生きるために腹を太くする。腹へ何か入れる。それがね、必死になってきます。そういうね思いをね、今の児童の方たちにはね、してほしくないし思っほしくないわけです。

そういったことがあっていろいろと考えてきたわけなんです、前にもこの場で一度私、ちょっと少し角度変えて発言さしてもらいましたが。「耕して天に至るや芋畑」と。私らの子どもの頃は、山の頂上に行けばイモがあったんです。サツマイモが。でもそれはね、水がないからね、素手で掘って、服でこすって、生イモそのままかじる。そういう生活が、大部分の方はしてます。そういったことはね、ぜひ、あっちゃならんけんどうあつたらどうするのかという。それはね、産業振興という農業振興というだけやなしに教育の観点からもですね、万が一ということを考えて取り組んでいただきたい。これはもう私はね、こういったことはよう忘れんですね。「耕して天に至るや芋畑」。

それで次へ移りまして、質問はね次へいきます。

2 番のですね、食べ物など生産についてでございます。

これは、だからつながってきておるわけですね。ただ、少し夢みたいなのもだいぶ考えておりますので、そのようにお考えいただきたいと思います。

カッコの1 番ですね。

さまざまな環境が変化し食べ物不足に不安を覚える。

将来の食糧難を見据え、スギ、ヒノキの皆伐、間伐。これは今考えて、私がこの質問を通告した段階で考えておったのは、町有林をそのようにできないかなあと。

試験的にできないかなあというふうに考えておりましたので、スギ、ヒノキの皆伐、間伐地へ花が咲き果実などの収穫が見込める草木などを育て、食べ物生産に取り組むか姿勢を問います。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、矢野議員のカッコ1、さまざまな環境が変化し食べ物不足に不安を覚える。スギ、ヒノキの皆伐、間伐地に草木を育て食べ物生産に取り組むか姿勢を問うのご質問にお答えします。

町有林などにおけるスギやヒノキの伐採時におきまして、皆伐、いわゆる全ての木を伐採する施業方法と、間伐を避け、一定の樹齢を過ぎたスギやヒノキに対しまして、まずは列状の搬出間伐を行い、最終的な皆伐に向かっていく方法がございます。

近年は、国の伐採に係る補助金事業との整合性も含め、町内における山林の皆伐施業につきましては、件数的には非常に少なくなっており、先ほど申しました列状間伐を繰り返すことで、残る植樹の成長を促進し、より価値のある木材の搬出につなげている施業方法が多数となっております。

現時点での再造林等に係る樹木の種類は、スギ及びヒノキを該当の樹種としておりますが、議員ご質問における果実など、収穫が見込める新たな樹種の選定、またクヌギやナラなどの広葉樹への対応も含め、今後の山林整備における新たな方向性を検討してまいります。

また、民有林も含め、実際の山林伐採における現地の多くは、住家も遠く急峻な地形であり、かつ日照条件が整わない施業個所が多く、実際の作物、生産性も含め、果樹栽培などには適切ではない地形が現実的には多いと考えておりますが、ご質問における将来的な食糧難も考慮し、単一の樹種に捉われることなく、本来の山林が持つ多種多様な樹木体系整備への取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

それでね、その部分は一定理解したんですが、カッコの2番へ移ってですね。

野山には、名は知らないが食料となり得る植物や昆虫、また鳥獣の餌になるものが生育している。

行政が自然保護区域を定めることで、さまざまな食べ物を確保することに寄与すると考えるが姿勢を問うというものです。

この行政が自然保護区域という分については誤解があったらいけませんので、この場で強く申し上げるのは、基本的には町有林とか町有財産の分で許されるところはということの考え方でございます。誤解はないようにお願いします。

最近見よりましてもね、チョウですね、チョウチョが本当に見えない。いるにはいるけど見えない。少ない極端に。

あと、この時期になったらですね、いろんな虫が飛び交ってですね、花の中へ、さまざまな花の中に入って虫が活動しておりますね。今までは。

それは、花の中へ入るちょなは普通は蜜を求めて活動するに入っておるんですが、そのときに受粉をしておるんですね。受粉。花の受粉を助けておるわけです。その虫がね。そういってもチョウはチョウで、やはりそういったものにも受粉作業してるものもおれば、一所懸命人間が育てゆうものに卵産みつけて困る場合もあります。

けどね、ある程度共存共栄という考え方がある程度ないとですね、そういう受粉作業とか、一言見てもまったくできなくなれば、私たちが食べるものもできなくなるという部分が多々出てくると思いますね。これをね、何とか共存共栄で上手くいかんかなあと。

あるところでは、ミツバチをお借りして受粉作業に協力していただくという農業もありますわね。現に町内。そういったこととか、ミツバチが働きゆうがはその受粉だけやなしに、ミツバチが集める蜜というのは大変貴重なものでございまして、昔は、戦後なんかは、薬、お医者さんもない状態の中で、その蜜によって命を助けていただいたということもあるわけです。

そのミツバチがですね、何かこのところ激減しているということをお聞きするし、私もそれは感じております。そういったこと踏まえての、これは質問です。

答弁される方もなかなか幅広うて難しいとは思いますが、私たちの命をつないでいくという観点からですね、黒潮町行政としてはどういうことに取り組んでいただけるかということで、ここにいうカッコ2番ですね、その姿勢をお聞きます。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、矢野議員のカッコ2、野山には名は知らないが食料となり得る植物や昆虫また鳥獣の餌になるも

のは生育している等のご質問にお答えします。

先ほどのカッコ1での答弁内容と重なりますが、議員おっしゃられるように、現在、地球温暖化による気候変動含め、さまざまな理由により自然環境の変化が表れております。

温暖化の影響による自然災害の増加や高温多湿による作物への悪影響など、将来的には必ずしも安定的な食料の確保が担保されていない状況は十分に想定されます。

町としまして、町内各地域において耕作を放棄した土地や休耕田、山林あるいは原野などを活用し、一定の環境を整備することにより、自然環境を良好な状態に保つことが、里山の資源の確保また生物多様性の保全につながっていくと考えており、その結果としまして、地元における新たな食糧生産活動に結び付いていくことは十分に可能であると考えております。

今後とも、農地や山林などにおける中山間地域等直接支払い制度や多面的機能発揮対策交付金などを活用し、全体としての里山の保全や集落の活性を図るため、取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

大変難しいと言えは難しいことであろうと思うんですが、お互いが生きていくためにぜひ頑張って取り組んでいただくことを期待して、次へ移ります。

3 番のですね、伊与木川洪水対策についてでございます。

カッコ1 番で、集中豪雨による人家の被害をはじめ、国道 56 号の冠水などさまざまな被害が想定されます。

伊与木川の土砂は一定取り除きしましたが、藤縄に設置しているせきは河川水の流下に支障があり、改善が急がれるがどのように取り組むか姿勢を問います。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは、伊与木川の洪水対策について、お答えを致します。

伊与木川の治水に関する要望は、本年度も各地区から出されており、それらを含め本年度も高知県へ要望を行っていきたいと考えております。

現在、河川改修を行っている個所も含め、伊与木川の治水対策に有効な手段というのはさまざまあると考察されますので、藤縄にあるせきが支障となっているため改善をといた個別の要望ではありませんが、伊与木川を含め、本町にあります県管理河川について、河川断面の検証や流下を阻害する原因を調査いただき、有効な河川改修を行うとともに、堆積土砂の取り除きなど、適切な維持管理に努めていただくようお願いしていくこととしております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

本件のこの課題についてはですね、前々から実はこの場でも取り上げよう話ですが、具体的にどのような要望されようかちょっと分からないので、やはりこのせきの問題は大変重要な、必要なものいうことは分かっているんですが、やはり、上流と下流双方がよいとはいけませんこれは。

だから、上流側は大体において、人家に対する浸水の心配、いつも夏になってくるとあるわけですね。
上は取り除いて上流部分、中流域上流部分は土砂の取り除きは十分していただいてそれは改善されましたが、課題はこのせきの問題がありますので、これ要望いうても今年はどうような要望をいつごろされるのか。

そのへんのお考えはありますか。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは、再質問にお答え致します。

本年度も県幡多土木事務所への要望を計画しておりまして、それにつきましては、7月から8月を予定しております。

主に地区から出された要望を基にですね、それらを県の方に伝えて現地を回っていただいて、現場も見えていただきまして、治水対策の要望を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

このせき自体は県管理ではございませんので、町としての基本的な姿勢がそこに明確に示されんと県は返事のしようがないと、こう考えます。

伊与木川の管理自体は県ですが、せきそのものをどうするかということはどのように考えていますか。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは、再質問にお答え致します。

議員おっしゃられるように、せきの管理についてはせきの受益者の方になりまして、おっしゃられるような以前、せきの可動せきへの要望とか、そういったことも県の方にした経過があります。

ただ、今おっしゃられたように、せきについては受益者の方で、せきの管理者の方で改修の方を検討してくださいというような回答をいただいております。

せきというのは、やはり川をせき止めて水を取るような施設ですので、当然それが流下の阻害の原因になっている施設であるとは考えております。

ただ、せきの稼働可とか、まあ言うたらせきの統合によってそういったものを少しでも減らせれば、流下を阻害する原因も少なくはなるんですけど、せきの改修については多額の費用を要しますので、他の方法によってですね、今、県の方も河川改修を藤縄と小黒ノ川の方で行っておりますので、そちらの対策の方をですね、まずは取っていただいて、ただ、その稼働可についても町だけではやはり難しいですので、何らかの方法を、補助事業とかですね、そういったものをまた検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

課長も言うように、お金も要するというのは分かります。

ただ、小黒ノ川も急いでやらないかんところですが、小黒ノ川は小黒ノ川でやらないかん。

下流のやっぱり藤縄の方々はあるそこから逃げるわけにはいけませんので、家が浸かるわけですのでね。それらも踏まえて、早急にどうしたらできるのか取り組むことを、こちら住民としたら考えゆうわけです。

相当以前からこの問題はいわれておりまして、改善できないという理由も原因もある程度は分かっておりますけど、住民の暮らしはその瞬間瞬間、雨が降って浸水されると骨折って購入した資材が水に浸かって一瞬にして使えなくなるという問題を抱えておりますので、ここはぜひですね、全力を挙げて改修、改善に取り組むことを願ひまして、次へいきます。

4 番、土佐西南大規模公園整備についてですね。

用地取得地をもう既に、もういつぞ昔からこれも用地取得しておるんですが、屋内運動施設用地に造成し、発生残土は既設運動場のかさ上げに活用する。

また、南海トラフ地震、津波襲来時の避難所などとして利用することに県は担当課で協議するとのことであったが、どのような状況か問います。

担当課で協議というのは、6 年度に協議するという話やったがですよ。それに対して、町はどのようなことを把握しておるのか。県はどういう姿勢でいるのか。

それをね、お聞きします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

矢野議員の、土佐西南大規模公園の県との協議状況はについてお答え致します。

土佐西南大規模公園の佐賀地域東公園においては、土佐西南大規模公園建設同盟会が、屋内運動施設などの要望を県に対して要望を行ってまいりましたが、昨年度末に策定が完了した佐賀 13 地区の事前復興まちづくり計画においては、住民ワークショップ等を通じて、同公園周辺が居住ゾーンと位置付けられました。

まずは、被災後に円滑に計画どおりの整備を進めることができるよう全体の整合性を図りながら、一部でも被災前に着手できる見通しが立てば、県の協力を得ながら都市公園廃止等の手続きを必要となつてまいります。

被災前に東公園をどう活用していくかはさまざまな方向性があり、町としましても、公園視点としての利活用や防災視点での利活用など、課をまたいで横断的に可能性を検討している状況です。

こうした点を踏まえながら、引き続き県や関係機関と協議進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

町が基本的な方向を示して県へ要望するということはそれは大事なことです、私がここで質問して通告しておるのは、県が担当課、この県がというのはね、県の公園下水道課のことですよ。公園下水道課は防災担当、南海トラフ地震対策課ですかね、あそこと協議しますと。体制をつくっていきますよと。体制をまず。いう話やったがですよ。

そのことは5 年度、令和5 年度の話でありまして、もしかしたら3 月へかかちよったかも分かりますけどね。6 年の。それは、6 年度において協議しますよという話やったがですよ。

そこをね、県の姿勢はどうなってるのか。そこを知りたいがです。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、矢野議員の再質問にお答え致します。

まず、先ほど答弁しましたとおり、昨年度完成しました事前復興まちづくり計画において、住宅ゾーンというものの位置付けがなされました。

そういった協議をしてる段階も踏まえまして、まず、都市公園の廃止。そういったものが可能かどうかということ、県の公園上下水道課と協議もしてまいりました。そういった可能性の協議。

それから、本年4月になりましてからは、県の危機管理の部署、土木の部署、それから公園上下水道課も踏まえまして、都市公園の廃止を含めた東公園の利活用。そういったことについての検討を、現在行っているところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

都市公園の見直しというのはもう既に終わっちゅうがやなかったですかね。

事業認可を受けていないところについては、除外しちゅうはずですよ。

少なくとも用地買収したところは除外できないというのが、今までの県の話でしたね。

そのへんのことがあって、私はずっとこのことを質問しゅうわけです。

だから、買収したところをその山を崩していけば、公園の予算が使えるわけよね。

かさ上げについては、だから防災の予算を使えばいいと。その買収したところはね、都計の予算は執行されちゅうわけですよ。だから、普通やったら除外できないですよ。

だから、今回の都市公園の見直しはかけた分は、買収しちゅうところはのいてないはずですよ。買収、事業認可を受けてないところは除外した。

私はそのように認識しておりますが、どのようになっていますか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、矢野議員の再質問にお答え致します。

議員のおっしゃるとおり、県が買収しているところにつきましては、現在も都市公園として機能しております。

先ほど答弁致しました件につきましては、現在も都市公園として使用している。例えば、東公園のグラウンド部分、そういったところも含めて除外できないかということの検討を公園上下水道課と致しております。

都市公園法的には、公益上特別な必要がある場合というそこに該当すれば、除外の可能性はあるということで、そういったことの可能性も含めて、現在、県において検討をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

何かね、県の公園上下水道課がですよ、県の防災担当とまあ言うたら一緒になって協議、検討しますよと。この買収しておる山、潮漬けの山の活用についてはですね、そういう話やったので、県は何考えちゅうかちよ

っと私にはよう分かりにくいですねこれは。

潮漬けなった土地をそのまま置くわけにいかんがですね。県民、国民、町民のお金がそこへ入ちゅうがですよ。それを買収して、そこを事業認可受けてるもので、そこは工事しますよという前提の下にお金を使ったわけですので、最低でもよねその山を崩して広場にする、そこまでは私持っていくべきやないかなあと考えておるわけです。

それがね、そのことの話を5年度までにしよったがですよ。実は。この場においても私は知っておりました。これはね、南海地震、津波はいつ来るか分からんがですよ。これ。いろんな声は聞こえますけど、今のところは近いうちに来るという話ですので、これね、いつまでたっても先が見えんということでは困るんですね。

二重に網掛けしてやるということも、私はね考えたらえいと思うんですけどね。二重に網掛けして。事前復興のまちづくり計画と公園と一緒にしてできないかということも考えてはおります。制度的にどうやるかいうことは、まだ僕は調べたことないですけど、あの下におる生活されている佐賀の方々はね、逃げる場所がないがですよ。だから、私は焦って厳しい質問を重ねようわけです。

6年度においては、県の公園下水道課は、県庁の知事部局の中でどういうふうにしたらいいのか協議します、組織つくっていきますよという話やったがです。町の努力はね、私はよう頑張ってやりゆうと思うちゅうがですよ。だけど、県がどればあ動きゆうか。ここが問題ながです。だから、しつこいことを言いゆうがです。

ぜひですね、課長これね、県民の命がかかわちゅうがですよ。住民の命がかかわちゅう。防災官はよね、聞かれん話やないのとうございましたよ、私に。防災官。県の。

だから、どっかにね攻略できる。攻略という意味は、県がその気になっていただける言い方、やり方があろうかと思うんですが、これはもうなんかええ方法はないもんでしょうかね。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、矢野議員の再質問にお答え致します。

県の方とも、先に答弁しましたとおり、危機管理の部署であつたり都市計画課、それから公園上下水道課、そういったとこ。幡多土木、そういったとこも踏まえて、現在、東公園の利活用についてどのようなことができるのかということは、県の方も横断的に参加していただき協議をしていっております。

そういった中で、今、議員の提案いただいたようなことも検討していきたいというふうを考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

本件はね、今、防災の課長が一生懸命答えてくれゆうけんどね、本来的にはね、公園の用地をどう活用するかの話ながですよ。

公園の観点から見たらどうなるんですか。これ。

予算は公園法で負担金も払ろうちゅうわけ。防災だけで話は終わらんと思ちゅうわけ。だから、公園法はどうなんですかね。私が確認しちゅうのは公園下水道課の話なんですよ。防災と話すようにしていきますというのは。

だからね、公園下水道課は何を考えちゅうか、ここらは全然分からんもね。

そのへん、分かっていることがあれば少し答えてください。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、答弁させていただきます。

まずですね、建設の公園対策、県の基本的な姿勢というのがですね、現在指定されている公園区域内に新施設は設置しないというのが基本的な姿勢でございまして、これは恐らく 10 年以上前からそうです。

なので、議員に県がこれを屋内運動施設を設置することを協議するとおっしゃられたという前提で多分ご質問いただいていると思うんですけども、その趣旨も実は自分にも計りかねるというのが現実です。

それから、公園ですから基本的には何を設置してどのように利活用するかというのは、協議は致しますけれども、実施者は県です。

ただ、今回ですね、この東公園については、防災の目的に資する利活用が自分たちとしても考えられるので、口は出しているといえますか、自分たちの意見も取り入れてください。あるいは、先般取りまとめ致しました事前復興まちづくり計画の中でもゾーニングはされましたので、それらの意向も重々ご理解いただきたいということで、今年の 4 月から、先ほど防災課長が申しましたように関係機関との勉強会をスタートしたところです。

これ難しいのはですね、現段階で運動施設としての利活用を求めていくのか、あるいは被災後に円滑な復旧のための今回ゾーニングされました住宅地として寄与するのか。これがですね、なかなかこう時系列的にこうバランスが取りにくいというのが現実です。

従いまして、全体的に計画の整合性を保ちながら、今本当に必要な整備は何を目的とすべきなのかということの協議をスタートしておりまして、これには少し時間がかかります。恐らく 1 年は少なくともかかると思いますけれども、県の方にもご協力いただいて勉強会やっておりますので、またタイミングがあれば、逐次議会の方にも報告されていただければと思います。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

できるだけ早い時期に町民に向かって絵を示していただけることを願いまして、次の 5 番へいきます。

働く場の確保についてでございます。

熊井佐賀インター付近に企業用地の確保と企業誘致などを問うということでございます。

今年の 2 月 14 日に頂いた町内の各集落ごとの表がございしますが、既にご承知のように、広報では 9,700 人やったですね、一番新しい広報で拝見すると。

確かね、17 年のね合併しようかというときの人口は 1 万 4,000 人やったというように記憶してございます。合併したそのときは 1 万 3,000 人台やったかなあというに記憶しておりますが、で、どんどんどんどん転出されるという、これがまあ非常にまあ悲しいわけですね。要は、生活のめどが立ちにくいということが先なのか。原因は私には分析しておるわけではございませんが、合併した当時の企画の資料では働く場が欲しいというように、住民の声はそこに大変大きな部分がありました。

そういう意味からでもね、ずっとこう減ってきたこの現象がございしますので、この前は、先に質問したときは何か企業誘致もちょっと違った形というか、従来からのイメージからすると少し違うような意味の企業誘致に取り組んでいただけるかなあというように受け止めたわけでございますが、ここの企業用地の確保。一応ここ

前リストアップした分が聞きましたが、あとですね、だから企業誘致などにかかわってきますね。用地と誘致と。

そういう部分がございますので、併せてお答え願いたいと思います。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

それでは、矢野議員のカッコ1、熊井佐賀インター付近に企業用地の確保と企業誘致を問うのご質問にお答え致します。

令和3年度以降に佐賀地区で5カ所の現調査を実施、令和5年に伊興喜、熊井、藤縄地区において、2カ所の現地調査を追加実施、合計7カ所の概略調査を完了しております。

概略調査の結果につきましては、今後、候補地の選定をしていく際の検討資料としていく予定にあります。

地元企業を中心に意見をお聞きしながら取り組みを進めているところです。

地元企業にも購入可能な価格設定ができるかなども課題となりますが、最終的には財政面における町の将来的なスタミナも必要になってまいります。

早期対応は難しい状況にありますし、現時点では、具体的なスケジュールもお示しできない状況がありますが、課題等について十分に調整を図りながら取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

人は時を待たずにだんだんだんだん減っていきゆうがですね。高齢化、人口減が同時進行で、これ時を待たないわけですね。今も人が減っていきゆう。今も高齢化している。

こういう状況の追い込まれたわが町でございますが、いつになるやら分からんいうがもなかなか、先の見通しが難しいいうがも分かりますけれども、それも分からんということをあっさりこの一般質問の答弁されても、これテレビで見てくれゆうです。住民がね。この瞬間を見ていただきゆうがよ。傍聴をされゆうテレビで。

何か、今日は駄目でも明日は頑張ろうとかね、というような夢と希望が持てるようなこれは答弁がどっかでいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、答弁させていただきます。

企業誘致とかいう形になるのか、あるいは現行の産業の足腰を強化するという形になるのかは別にして、実際に、ご指摘いただきましたように産業が命です。

なので、この産業をいかに活性化さしていくのかというのはもう至上命題でございまして、今回はですね、少し立地の場所を視点にご質問いただいておりますが、1つはその立地の場所もそうですけれども、例えば、企業を興す、あるいは企業に来ていただく、あるいは現行の企業の足腰を強化するためにどういうスキームで進めていくのかというのがもっと大事でして、こちらの方に自分たちは視点を、力点を強く置きまして、今議会の初日に皆さまにご可決いただきました予算、あれは単純にふるさと納税の総額を伸ばすという話ではなくて、全員協議会でも説明させていただきましたように、例えばガバメントクラウドファンディングであったり、

通称ふるさと納税 3.0 の仕組みであったり。こういうのを利用させていただいてですね、これまでと違った、例えば産業集積であるとか、現行の産業の構造変化、変更していくとかですね、そういうところまで突っ込みたいと思っています。

ただ、これがですね、少し時間がかかります。時間はかかりますが、スタートするまでにはそれほど時間をかけるつもりはまったくございませんので、そちらの方もまた逐一議会の方にも報告をさせていただければと思っています。

いずれにしても、本当にご指摘のとおりです。産業は命でして、この産業施策をいかに進めていくかに黒潮町の将来がかかっていると言っても過言ではございません。その覚悟は十分持ってるつもりでして、各種政策、財政再建も進めていかなければなりませんけれども、将来もしっかりと見据えた政策も必ずやっていかなければなりません。

その両立をこれからしっかりとやってまいりますので、またご注視いただければと思います。

議長（中島一郎君）

矢野昭三君。

11 番（矢野昭三君）

心強い、心が和む答弁をいただきましたので、ありがとうございます。

今回の補正も含めてですね、しっかりと執行していただくことを期待しまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

議長（中島一郎君）

これで、矢野昭三君の一般質問を終わります。

次の質問者、山本牧夫君。

4 番（山本牧夫君）

事前復興まちづくり計画の推進について質問致します。

事前復興まちづくり計画は、令和 4 年から 3 年かけて行政と関係機関、地域住民の協力を得て策定されました。復興事業費は、残土処理費を町外へ搬出する想定としたため、当初計画の倍以上の 916 億円余りとなっております。

町は令和 7 年度より、行政の整備や公共事業等の繰り延べ等、緊縮財政方針を示しておりますけれども、南海トラフ地震は確実に迫っております。今後、この事業をどのように進んでいくかを問います。

また、この計画は 916 億円という膨大な予算を伴う事業ですので、財政状況が厳しさを増す中、困難性があります。被災後は、激甚災害指定などの指定を受けて復旧事業を進めれますが、財政支援の乏しい現状では、優先順位と着手可能なものは何かを精査し、可能なものから着手すべきじゃないかと考えますが、方向性を問います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

山本議員の、策定された事前復興のまちづくり計画をどのように進めていくのかのご質問にお答え致します。

事前復興まちづくり計画は、被災後の速やかな復旧、復興に資する計画であり、国のガイドラインにおいても、これらの事業を事前に行うためのものとはなっていません。こうしたことから、被災前の事前対策は、国や県の補助制度上、町の財政的に、ただちに着手することは現実的ではない側面もございます。

一方で、計画に記載した対策は、被災後ではなく、被災前に行ってこそ、町民の生命、財産を守ることにつ

ながら、その効果も大きいものと考えています。

引き続き、国や県に要望を行っていくとともに、他事業との連携やスモールスタートなども含めて効果的な事業実施の可能性を検討してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

4 番（山本牧夫君）

今、町の方向性をお聞きしましたけれども、確かに今、国のガイドラインが確固たるものがないと。制度上そういうものに該当しないということです。要望はしていくけれども、今のところなかなかできないというふうな意味だったと思います。

ただ、この事業もですね、せっかく作ったんですから 3 年かけて。緒に就かなければ、絵に描いた餅で終わると思います。いろいろ新聞報道によりますと、政府が 5 月 30 日に、防災対策推進基本計画骨子案を示しております。被害が想定される自治体に、地域での対策を定めた推進計画の改定作業を呼び掛けて、発災後の命を守る対策と避難生活での災害関連死を防ぐ、命をつなぐ対策の両面を特に重要な施策として、地域の被災状況を基に、自治体が推進計画を改定する際には国が必要な支援を行うということを示しております。

これは 7 月までに中央防災会議を開いて改定内容を決めるというふうに載っておりましたが、こういうものの支援策を基にですね活用して、少しでも、前に町長も申し上げましたけれども、災害前にできることは何かを模索して取り組んでいきたいということでしたので、できたらこういうものへの取り組み対策をお聞かせ願えたらと思いますが。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

まずですね、今般策定さしていただきました事前復興まちづくり計画をこれからどう進めていくのかってことは、大きく分けて 2 つの側面がございます。一つはですね、そもそものこの計画の策定趣旨ですね。いつか被災をして、その被災後にいかに迅速かつ円滑に復興が進められるか。それを事前に計画を作っておきましょう。こういうことでございます。

計画書見ていただくと分かりますように、さまざまなエビデンスが積もっていたり、あるいは、ゾーニングのポンチ絵があったりですね、いったん絵面的には整っているものになっています。しかしながらですね、計画として絵面が整っていることと、それが実際に被災時に円滑に運用できるかどうかというのは、これ全く別のお話です。

従いまして、これから自分たちがやっていかなければならない 2 つの側面のうちの一つ、円滑に最後にこの計画どおりに復興を進めていくことができるために、さまざまな知見を深める必要がございます。

例えばですね、難しいのは現行法の読み込みだけではですね、被災後の復興というのはなかなかこう法的解釈が整わなくてですね、例えば東日本を例にしますと、震災復興特別区域法というのが設定されて、その法律に基づいて特別区域が設定されるわけです。その特別区域は現行法の運用だけではなくて、例えばさまざまな規制緩和であったり、あるいは財政税制、あるいはさまざまな金融政策、こういったものの非常に優遇措置が受けられると、こういうことになってございます。

従いまして、現行法の読み込みプラス、実際に東北でどういう特例がこの区域法で該当になってきたのかと

いうことをしっかりと読み込んで計画に盛り込んでいかないと、本当にご指摘いただきましたように絵に描いた餅と、こういうことになりますので、こちらの方の計画の掘り下げにはですね相当の時間を要すると思います。なので、迅速にスタートを切りたいと思います。

それからもう一つ、2つの側面のうちのもう一つ、事前復興まちづくり計画のもう一つの特徴は、全体の計画ができたわけですから、被災前にどっか手がつけれないかと、こういうことであろうと思っています。

こちらですね、大きな事業をいきなり入れようとしますと多額の財政事情が発生するわけで、なかなか現実的ではないところがありますけれども、例えばそれを細かく分割するとかですね、あるいは、ちっちゃいことから、できることから。こういったところが各所にあるわけでごさいますて、そういったこの優先順序をつけながら、あるいは財政規模と相談しながら進めていくことは、可能性としては十分にあり得ると思っています。

前段の矢野議員の質問で答弁もさせていただきました県の勉強会についてもですね、実はこの事前復興まちづくり計画をベースにしておりますて、そちらの方での掘り下げもずっと進めてまいりますので、またこれも重複になりますが、逐次議会の方にもご説明ならびにご報告をさせていただければと思っています。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

4 番（山本牧夫君）

現状での困難性と、今後の希望的なことを述べていただきました。

私は、2番、次のところに移りますけれども、この計画の中で、中心拠点となる新市街地と産業、居住の3地域整備のうち、地域住民が一番望んでいるのは、被災時に一時しのぎができる高台と建物であります。これがあることを望んでいます。

これを具現化するために候補地を絞り、用地の所有者等の調査から始める考えないでしょうか。

といいますのは、佐賀13地区の区長会が3年前に手を挙げたときにはやっぱし、とにかく一時しのぎができる高台が欲しいと。これはもう一番の願いでありました。それが起点となっております。

といいますのは、大方地域には見てのとおり非常に、既存の整備された高台もこの庁舎もそうですし、その裏側もそうですし、錦野とか上川口含めても非常に、そういう安心できる場所もあると思うんです。残念ながら佐賀は狭隘なために、それがほとんどありません。

そのことが漁業地区を中心に大変な不安を持っておられまして、一時避難の場所というのはこの計画にもありますように幡東森林組合とか、旧伊与喜小学校とか、保健センター、拳ノ川とかそういうものがありますけれども、やっぱし将来も含めて、そこにまちづくりをしていくという高台がないわけです。

これは何かの助成がなければなかなかいけません、取りあえずですね、検討委員会で示された中で、ここはやっぱり一番重要だねということがあればですね、その区域の用地所有者を調査して、これはあんまりお金も要らんとします。土地台帳とか切図とかいうもので土地所有者を事前に調査して、そういうものの書類をストックしておけば、そしてできれば先行してそこにもしそういうものを建てるとなれば、相続が大変今難しい時代ですので、現在の所有者に一応、こういう時があれば協力してほしいというふうな内諾をもらっておればですね、非常に事業が早く進むと思います。

とにかく、今は何をやるにしてももう年代が過ぎまして非常に相続関係が困難になって、また相続人が非常に、被相続人が全国各地に散らばっているということで、これが1番目の事業着手のネックになっておりますのでね、ほんでそういうものは今やって、あまりお金もかからないんじゃないろうかと思っていますので、できたらこういうところに先行して緒に就くといいますか、こういう姿を見せていただければ住民も安心すると思

ますが、いかがでしょうか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

山本議員の、具現化するために候補地を絞り、用地の所有者等の調査から始める考えはないかを問うのご質問にお答え致します。

被災時に一時しのぎができる高台、いわゆる避難場所の整備は町内全域で完了しておりますが、それぞれの場所で雨風がしのげるような場所が少ないことや、特に佐賀地域では、避難場所から避難所への距離が遠いことなどが課題としてあります。

こうしたことから、事前復興まちづくり計画の中の事前準備計画にもある候補地の選定として、移転候補地となっている用地の所有者等の調査を始めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

山本牧夫君。

4 番（山本牧夫君）

今、用地の事前調査的なものを始めていただけるという答弁いただきましたので、それでもう私も安心しました。

このことは非常に佐賀地域の住民は心配しておりますので、ちょっとでもそういうものが見れば、動きがあれば、またそれなりに希望もあると思います。若い方はですね、例えば30歳の人があと10年待ってくれと、こういうものができるということが言われましても、我々、私も含めてもう後期高齢者になると、それが待てない年代の方がほとんどになるんですね、今の現状が。

ですから、そういうものに少しでもこういう希望があれば、また生活も違ってくると思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、山本牧夫君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 11 時 31 分

再 開 13 時 30 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

それでは、今議会の一般質問、通告書に基づきまして、質問の方に入りたいと思います。

今回、私は2問質問の方を構えらしていただいております。

早速ですが、まず第1問目と致しまして、教育改善についてでございます。

教育現場の現状を見るに、その状況をいかに、しかも早急に改善すべきではとの思いから、以下について問いたいと思います。

その1つ目、カッコ1と致しまして、保育所、小学校、中学校において、児童生徒とその指導者とのかわり時間が少ないと思われるが、現状をどのように捉えているのかについての質問でございます。

これまでも教育の現場では教育改革というふうなことを言葉が言われ、よく耳にしてきたかとも思いますが、今回は教育改善ということで質問を行いたいと思います。

教育改善といっても悪いから改善せよっていうふうなことはではなくて、見直すべきところは見直すべきではないかというふうな趣旨の質問でございます。

この質問するに当たってはですね、黒潮町の将来を担う大切な子どもたちに関する質問でありまして、町としての姿勢であるとか、そして今後の対応策によっては大きくこの子どもたちへの影響があらうかと思しますので、質問させていただきます。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは浅野議員の、保育所、小学校、中学校における、児童、生徒、その指導者とのかわり時間についてのご質問にお答えします。

保育所におきましては、児童福祉法、児童福祉施設の設備および運営に関する基準、保育所、保育指針に沿った、養護と教育が一体となった保育内容を展開しております。保育の時間中は必ず保育士がおり、保育士が研修等で不在となる場合は、会計年度任用職員の保育士が代替で入りますので、入所児童が保育士とかかわる時間が少なくなることは生じません。

また、小学校、中学校におきましても、公立義務教育諸学校の学級編制および教職員定数の標準に関する法律に基づき、必要な教員数は配置されており、授業時間等の子どもとかかわる時間は、一定確保されている状況です。

よって、児童、生徒が保育士、教員とかかわる時間は確保されていると認識しております。

保育士、教員の業務量という面におきましては、事務業務や研修会等が増えていることから、負担となっている現状があることを把握しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

次長の方の見解としては、十分に子どもたちとの時間を取っておられるというふうなようですが、ただですね、保育所の場合は任用職員であるとかによって、全く保育士がいなかったりという場面はないとは思いますが、そういった意味では、保育所の方はですね、しっかりと見ておられるとは思いますが。

今もちらっと言われましたけど、その教員の方、特に小学校の先生の普段の、次長がさっき言った業務量であるとか、報告も含めて、そういったところがですね、どうも煩雑で多くて、大変をしておって、子どもたちのかわりというか時間が、自分たちが小さい頃というか、昔はすごく先生とのかわりというか、そういった部分では濃かったように、濃ゆい時間をお互いが過ごしたように思うのですが。

どうもそういった意味では、特に小学校の先生についてはですね、どうもそういった教育のための事務ではあるのですが、実際の教育、子どもたちを介した教育よりもですね、そういった部分に、特に報告ものであるとかそういった部分に時間を取られ、どうもかわりが少ないように見えて。またそれを言うのも、休日出勤

で土曜日、日曜日なんかは小学校の方へ出られて、そういった事務の後始末であるとか、そういったこともです
ねよく聞きますので、その部分をね、ちょっと危惧するわけでございます。

簡素化もずっと姿勢は取られておるとは思いますが、また国の方としては管理というかそういった部分において、どうしても報告を挙げていかなければならないといった、そういう仕組みがずっと大変にしようと思
います。

これはもう以前にも同じような質問をしたのですが、国だけではなく県への報告の県教委への報告なんかも
数多くあると思います。

自分も詳しくないのに質問をしておりますが、もう少しこう簡素化っていうか何いうかな、黒潮町独自で許
される部分というか、そういったことで簡素化できる部分はございませんか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは浅野議員の再質問にお答えを致します。

保育士および教師の業務拡大についてでございます。

保育所の方に触れますと、保育所、保育指針に沿った養護と教育の一体的な展開を実施、実践するために、
計画書作成、活動ごとの計画、実行、振り返りの取り組み、保育の質の向上および専門性の向上を図るための
保育研修や、町が実施する研修への参加に費やす時間が増加し、保育業務時間以外の業務の多忙となっている
状況を把握しております。

これらの解消策としまして、これまで保育現場で行っていた事務のうち、事務局で実施できるものについて
は集約して行うなど、保育現場と事務の整備について進めているところです。

なお、今後も保育現場での事務の軽減に、今年度は協議を進めてまいりたいと考えております。

また、教員の方におきましても業務は多様化しており、また、事務業務や研修会などの増加も教員の負担と
なっている状況も把握しております。

多忙化の解消対策と致しまして、学校行事を行う際のテント設営やプールの清掃など、教員を必要としない
業務につきましては外部事業者へ委託することにより、教員の負担を軽減をしております。

また、教育委員会に ICT 支援員を配置し、学校現場の ICT 業務をサポートすることで、業務負担の軽減や効
率化を図り、教員が児童生徒と向き合う時間を創出できるよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

いろいろ方策というか、手だてらあもしていただいているようなので、その部分はですね、少し安心です
し今後も継続していただきたい部分でありますので、お願いしたいと思います。

それで、この質問なんです、特に小学校ですかね。県の方の採用の部分で 75 パーセントですかね、何か採
用試験受かった方でも、それを受けなかったとか、辞退された方もおったように思いますんで、そういつ
た意味も含めてですね、やっぱり手不足の要因、大きな要因にもなろうかと思えますんで。

そういったことも加味してですね、ぜひもう少し黒潮町版の何かこう案を作って、それによって時間の短縮
であったり、そういったものができればと思いますので、ぜひですね、今後もそのへん、県教委とのかかわり
もあろうかと思えますし、なかなか町だけで、これやりますあれやりますというふうなことにはならないとは

思うのですが、それでもですね、やっぱり子どもらのためにですね、もう一肌脱いていただくような施策の方をぜひお願いしたいと思います。

もうちょっと構わなければ、何か実効性、即効性のある施策の方、出していただけたらと思います。と思っておりましたが、乞うご期待ではありませんが、次回以降のそういったことへの対応をよろしくお願いしたいと思います。

今後の検討課題としてということでひとつよろしく願いして、カッコ1の質問を終わりにして、カッコ2に移ります。

カッコ2と致しまして、保育所、小学校、中学校と、全てにおいて人間性の育成が現在社会には求められております。黒潮町ではどのような検討をしたのか。この人間性育成についてですね。また、その対応策はどのようなものか、お聞きしたいと思います。

このことは、これまでも町の執行部であり担当部署である教育委員会としては、教育に関してさまざまにですね、しかも斬新な対策を取ってきたと思ってはおります。子どもたち一人ひとりが心身共に健康でですね、健全に成長をすること。これを主眼とした教育であったとは思いますが、現代社会が求めているところというか、その点としてはもう学力はもちろんというか、学力向上はもちろんなのですが、このカッコ2の質問にもありますように、人間性であるとか、友達同士の協調性であるとか、そういったところですね、重要視しておかないといけないと思っております。

これは小学校ではまだまだ先のことであれかもしれませんが、就職の採用のときなどにはですね、そういった人間性であり、協調性であり、そういった部分を見ての採用であったりということになるかと思っておりますので、そういった意味での質問です。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは浅野議員の、保育所、小学校、中学校における人間性の育成についてのご質問にお答えします。人間性の育成につきましては、次の指針や計画に基づいて、教育施策を検討、実施しております。

保育所保育指針、学習指導要領、第3期黒潮町教育振興基本計画重点項目、豊かな心の育成、町内共通の保育目標、および各小中学校の教育目標。これらを踏まえ、知、徳、体の調和の取れた育成、とりわけ徳の部分、人間性の育成に重点を置いて取り組んでおります。

具体的な対策としましては、1つ目として、架け橋期カリキュラムの推進です。保、小、中の接続を意識したカリキュラムにより、子どもたちが安心して次の学びのステージへ進めるよう配慮しています。

2つ目として、道徳の時間や学級活動等を活用した心の教育です。各校において、道徳教育や特別活動を通じ、思いやりや責任感、社会性の育成に取り組んでおります。

3つ目として、保、小、中連携による共通の視点の共有です。目指す子ども像の共有をはじめ、定期的な情報交換、合同研修会等を通じて、一貫した教育の中で子どもたちの心の成長を支える体制を整えております。

4つ目として、地域や保護者との連携です。家庭、地域と連携した行事やボランティア活動の場を設け、異世代交流を通じた人間性の涵養を図っております。

これらの取り組みを展開しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

さまざまにといいますか、いろんな部分に気を使ったというか、そういったことをやっておるんで、本当、今、安心しております。

また、今、次長の方から言われた、地域であるとか保護者であるとかそういったね、教育教員の方以外の大人の方とか、子ども同士も大事ですけど、一般の大人の方、保護者の方、やはり高齢の方とのかかわりもすごく大事になってこうと思いますんで、そういったところをぜひですね、どんどんそういった機会をつくるといいですか、学校内でそういった時間を取れるような配慮の方もですね、今後もやっていただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

国としてもですね、人間力の向上を図る教育内容の改善というふうなことも以前、これずっと以前から言っておることはありますが、この改善に当たって、確かな学力であるとか生きる力ですかね、そういった部分もつながってくると思います。この育成っていうのが、将来的、大人になったときにもすごい生きる力になると思うんで、ぜひですね、そういった今後の改善という言葉も今も出ましたんで、今までこうやったけど、こうするにはどうだろうとか。そういうふうないままでのことだけにとらわれずさまざまな方策で対応の方をしていただけたらと思います。

突然ですけど、町長にもそういった保育所、学校に対する町としての思いというか、子どもたちの教育に関する、この質問も何か抽象的で、答弁なかなか困ってしまう部分だとは思いますが、少し町長のその考えを聞かせてもらえますか。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、答弁させていただきます。

所信表明ならびに施政方針でも、教育部門については自分の思いは述べたつもりでございますので、少し重複することになるかと思いますが、ご了承いただければと思います。

まずですね、教育長とは教育の重要性についての協議はもう既に共有ができていて、協議はまだですけども、これからということになります。

今回ご指摘いただいております人間性、これもものすごく大事なことであって、教育の本旨であろうかと思っていますけれども、とりわけですね、勉強、学力そのものにもこだわりたいと思っています。それはもう逃げられない、自分たちに与えられたハードルだと思っています。

所信表明等とも重複になりますけれども、自分たち教育を施す立場の人間がですね、20年後をしっかりと想像できない、そういった不透明な社会に生きているわけで、従いまして子どもたちがどのような社会に羽ばたいていうこともですね、子どもたちがしっかりと自分の人生を生き切る。そういった子どもたちをつくらなければならないと思っています。全てが学力と言うつもりはございませんけれども、学力が上がっていくということはですね、それに比してですね、さまざまな諸要因が改善されてきていると。そういった結実といいますか、家庭での学習であったりとかですね、さまざまなストレスも軽減されとかですね、子どもたちの学習環境が整うとかですね、そういったことで着実に学力が伸びてくると、僕は思っています。

ちなみにですね、町内の児童生徒の学力というのは順調に伸びておりまして、そちらの方もしっかりと堅持をしていくと。そういったことをしっかりと守っていかなければならない、そのように思っております。

繰り返しになりますが、この教育はもう本当に大きな柱の一つでありまして、先ほども申し上げましたよう

に学力にもこだわりたいと思っています。

その上で、今回ご指摘いただきました人間性の育成、こういったものもしっかりと注力しながらですね、児童生徒を育てまいりたいと、そのように思います。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

大変力強い言葉をいただきまして、ありがとうございます。

町長の今言われた学力向上をしっかりした学力ですね、それをしっかり行うことで子どもたちの選択肢が将来のさまざまな、例えば何になりたいとかいっても、どうしても試験の方に主眼は置かれるはずでございますので、そういった意味でも、自分になりたいものになれるような学力の向上という方がほんと重要になってこようかと思えます。教育委員会の方、部局は違いますが、一緒にですね、ぜひ今後も人間力アップ、生きる力アップに、力の方を注いでいただけたらと思います。

突然の質問で申し訳なかったですが、今後においても真摯で積極的な対応と対策ですね、これを期待致しまして、カッコ3の質問に移ります。

教育改善についての最後、カッコ3についてですが、小学校、中学校における校務員、これは以前は用務員さんとかって言ってたと思いますが、学校の校の校務員さんですね。の採用は、現状においては非正規雇用であると思うが、教育現場における公平性の観点から見直しの必要性を感じております。

検討の余地はないのか聞きたいと思います。

答弁願います。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは浅野議員の、小学校、中学校における校務員の採用状況についてのご質問にお答えします。

現在の学校校務員の任用状況につきましては、佐賀小学校1名、大方中学校1名の、2名が正職員となっており、そのほかの7校につきましては、会計年度任用職員を任用しております。

学校校務員につきましては、現在は新規の正職員の採用をしてきておらず、正職員2名につきましても、定年退職後の再任用職員となっております。

公平性につきましては、勤務時間の多少の差異はございますが、一定公平性の担保はできていると認識しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

申し訳ないですけど、この佐賀小学校と中学校に1名ずつの正規の方がおられるのは、申し訳ない、存じませんでした。認識不足で申し訳ないですが。

できればというか、この質問の趣旨というか、それから言いますとね、子どもたちがいる場所にこういった言葉は悪いですけども、格差のある方を配置というふうな、もうちょっと言葉が悪過ぎますね。採用内容が違いますし、いろんな面で違う面があると思えます。

そういったことではなくて、この佐賀小学校、大方中学校のような、正規職員の方の配置を全校にですね、

校務員についてしていただけたらと思っております。全ての小学校、中学校に配置というふうなことになる、やっぱりいかんせん、何かにつけてよく話に出ます予算の関係がありますので、先々のというか長いスパンで見ると、かなりな予算の方を強いられるというか、使わなくてはいけなくなると思いますが、先ほども言ったように教育現場で、また言葉悪いですけど、格差のことは避けるべきではないかと思っております。

正規職員となると、採用となると、委員会だけでなく役場の方の関係にもなろうかと思いますが、そのへん、何かちょっと教えてもらうのと、ご意見をお願いします。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは浅野議員の再質問にお答え致します。

町と致しましては、以前より退職不補充という方向で定数管理の方もこれまで行ってきております。今、その過渡期といえますか、そういう状況でございます。町と致しましては、今後もその方向性に変更はございません。

議員おっしゃられるように、その配置によって格差があるということは、そういうことは許すことはできませんが、しっかりと業務の内容は担保しながら配置をしていきたいというふうに考えておまして、定員管理の面からも、先ほど申しましたように今後もその方向性は変わらないということでございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

残念ではありますが、仕方がないのかなとも思っております。

自分、この質問をあげらせてもらったのは、実は自分たちが小さいときというか、小学校のときの思いがすごく強くあれたんですが、校務員の方から何というか一般常識的なところですね。こういうときはこうした方がいいよとか、そんな一般常識ではあるんですが、大切なことというか、それを教わったことを今だに胸にあるもので。そういった意味でも、何というか生きる力を頂いたように思いますんで、その当時も当然、当時の用務員さんは非正規であったかと思いますが、やっぱりそういう何か大事な部分というか、人間性を育む面においては大事な方というか、大事な人材であろうかと思えますんでね、そういった意味も含めての質問でありました。

何というか、何でもその国の補助があったらできるとかいうこともよく聞きますが、そのへんですね、補助がなくてもできるような仕組みというか、そういったものがもし構築できるようであれば努力していただいて、そのような正規職員の配置というようなことも今後の課題としてですね、町としても教育委員会としてもぜひですね、テーブルから下ろさんように、テーブルに上げたまま検討と対策をしていただけたらと思います。

これで、1 番の教育改善については質問を終わります。

続いて2 問目ですが、2 問目としてドローンの活用について聞きたいと思います。

このことはですね、通告どおりに質問したいと思います。遭難事故や被災時等におけるドローンの活用法を町はどのように捉え、どう対策をしているかについてのご質問でございます。

カッコ1 と致しまして、4 月に黒潮町内で水難事故が発生致しました。高知県の防災ヘリによる空からの捜索で遭難者が発見されました。当日は町のドローンによる捜索をしたのか。また、このことを受け今後も運用法をどのように考え対策するかを聞きたいと思います。

皆さんこの事故はご存じだとは思いますが、県外からわざわざ楽しみに当町に来町された方が、誤って転落

してですね行方不明になっておった事故であります。6 時間半後ぐらいでしたかね、県警の防災ヘリによって発見されたわけですが。

ある意味、見つかったことはすごくいいことというか、良かったと思います。ただ、なんせその高知からですけど、高知からのヘリは来町するもので、約 15 分ぐらいで来るいうたかな。そんなふうには聞いていますが。

そのたかが 15 分であります、町のドローンの活用でですね、まあ、したかどうかのお伺いせんといかんがですが、それをドローンで行っておればどうだったかなというふうな思いでの質問でございますが、答弁の方をお願いします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

浅野議員の、町のドローンによる検索をしたのか。また、このことを受け、今後の運用法をどのように考え対策するのかのご質問にお答え致します。

水難や遭難、行方不明者検索は、黒潮消防署の指揮の下、対応することとなります。町所有のドローンの使用は、黒潮消防署の現地指揮本部等の判断により要請があった場合に使用することとなります。

当該事案については、黒潮消防署からの要請がなかったため、使用しておりません。

また、水難や遭難における検索につきましては、県の防災ヘリによる上空からの検索が実施されますので、消防署の運用において、その間にドローンの使用はしないこととしています。

今後につきましても、搜索等の指揮命令下において要請があれば、町所有のドローンによる搜索を実施致します。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

なんせ人命にかかわることありますので、県とか消防署とか力関係ではないですが、もう少しですね、そのへん揉んでいただいて、今回のように事故があった場合には、町であったり消防署であったり、そういったところのドローンの活用をですね、話をしていただけませんか。

課長、そのへん、早急にできませんか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、浅野議員の再質問にお答え致します。

まず、搜索等の要請があった場合は、現地で警察、黒潮消防署、それから町を含む消防団等々が集まり、現地対策本部を実施します。

本件、今回の事案につきましては、県外からの方であり、身元が分からなかった。そして、何よりも搜索願が出ていなかった関係で、町の方にはいろいろな協力要請が来ておりませんでした。消防署と警察が取りあえず探していた、というような状況になっております。当然、搜索願等が出て消防団等への出動要請、そういったものがあれば町の方も参加し、現場の方で対策本部の中に入ることになりますが、今回の事案においてはそういうふうになっておりませんでしたので、町の方がドローンを持って行って飛ばすというようなことは実施

しておりません。

今後につきましても、やはり指揮命令系統というものはきちんと持った上で、てんでばらばらに搜索するというようなことになってはいけませんので、そうならないよう、指揮命令系統の下、いろいろなことを実施していくと、協力していくということをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

非常に残念ですね。そういう意味では、何か軍隊のような考えというか。

例えばですけどね、浮津にも海水浴場があります。入野にも海水浴場があります。そこでですね、ひょっと巻出しとかも結構この海はありますんで、そういった場合にもですね、要請がないとできないっていうことですよね。それっていうのは、どうでしょうか。

指揮のあれが混乱したり乱れたりするかもしれませんが、今のドローンですごく精度がいいというか。何いうんですかね、まあ映りがすごく良くて。例えばの話で申し訳ないのですが、入野の海水浴場で流されて沈んでしまった。誰が何とかしてください。そんな場合にもですね、ドローン、上から見ればすぐに分かって、対応いか救助できるがやないかと思うのですが。そんな場合でも駄目でしょうかね。そこは何というか指揮監督というか、そういう問題で済ましていいんだろかと思えますけど。

そのへん、どんなに思います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、浅野議員の再質問にお答え致します。

まず、遭難、行方不明につきまして、第一報として町の方には入ってくる仕組みになっておりません。町の方へは消防署、そういったところから経由して現状の報告、そういったものが来ますので、やはり初動に関しては消防や警察、そういったところがまず最初に動くことになります。

その後、今後どのような搜索活動をするのかというようなものが話し合わせ、その中の要請の一つとして、町や消防団等々の出動が掛かるものというふうになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

課長もご存じだと思いますけど、この水難、特に溺れた場合ですね、時間的に言って15分くらいかな。ちょっと正確なあれはないですが、15分以内であれば、人工呼吸をしたりとかいろんな措置で、蘇生の方も可能であるというふうなこともよく聞くのですが。そのへん、仕組みがないからできませんっていうふうな話で終わらせて、いかなんかと思ったりもします。

今、言っているその入野海岸にしても、入野海水浴場にしても、町が管理しておるとは思っておりますが、仕組み作れませんか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、浅野議員の再質問にお答え致します。

まず、先ほど来から申しますとおり、水難やそれから行方不明者、遭難、そういったものの捜索は町が実施するものではないということを、まずご理解いただきたいというふうに思います。あくまでも警察、消防が動き、その協力要請が町や消防団にあって動くということでございます。

それから、まず第1報を受けます消防署等におきましてもドローンの方は所有しておりますので、必要であれば活用するというようにしております。ただ、今回の事案につきましては、ドローンの方がちょうど故障しております、飛ばすことはできなかったということでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

その故障のは町の分ですか。違いますか。消防の方ですね。はい、分かりました。

そういった、何というか仕組みがないから駄目で、要請がないから駄目っていうふうなことでは困ると思うがですけどね。何とかせんといかんですね。

課長、これ以上はもう答弁できんと思いますので。

話、全然変わりますけども、町内におけるそのドローンの台数。町内というか町の所有しているドローンの台数と配備場所とか置いておるところですね。

それと、ドローンについては免許が要ると思いますんで、免許、絶対その飛ばすにも許可が要ったりもするのかな。

そのへん、ちょっと、操縦免許持っておる人数であるとか、ちょっと教えてもらえますか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、浅野議員の再質問にお答え致します。

まず、町として、役場として登録しておりますドローンは計5台あります。情報防災課の方に3台ありますが、そのうちの2台はIWKの方に貸与しております。それから、産業推進室、企画調整室において各1台ずつの計5台。それから、役場外にはなりますが先ほど申しましたとおり、黒潮消防署にも1台配備しております。

免許の方になりますが、資格の方につきましては持っておる者はおりません。

それから、黒潮町内には飛行の許可を取らなければいけない、そういうような飛行空域はありませんので、ある一定自由に飛ばすことができるということになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

そうですか。

ドローン5台あるけど、免許持っておる者がいないというふうなことでは困りますよね。

この免許取得に向けた動きとか、そんな計画はありませんか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、浅野議員の再質問にお答え致します。

まず、ドローンを飛ばす飛行にはレベルがありまして、レベル1からレベル4までございます。通常の目視内で行う飛行、そういったものにはいわゆる資格というものは有しませんので、誰でもというか、操縦ができる者であれば飛ばすことができます。

それ以外の、例えば無人地帯での目視外の飛行、有人地帯での目視外の飛行といったようなレベル3.5、レベル4と言われるような飛行をする場合には、資格の方が必要になってまいります。

ドローンの資格につきましては、そういった飛行を町がこれからどのようにしていくのか、どう活用していくのかということをまず検討した上で、必要であるならばそういったパイロットの育成、そういったものも必要になってくるものと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

今後の話になりますけど、やっぱりそういったその免許の取得者も必要になってくる場面もあるんじゃないかと思うんで、ぜひ町長、ぜひ検討してみてください。

これ以上は、この場では答弁難しそうなので終わりますけど。

要は、安心、安全なまちづくりというか、そういった点からもですね、ぜひこのドローンの有効活用。これは、今後の大きな課題にしていきたい。課題になろうかと思います。結構なお値段かと思いますが、せっかくあるものを活用しない手はないと思いますんで、このこともですね、今後の検討課題としてぜひ検討していきたいと思いますのでよろしくお願いして、カッコ1の質問はこれで終わります。

では最後ですが、カッコ2と致しまして、南海トラフ地震等による被災時や行方不明者の捜索時等には、ドローン空撮による実際の映像を見、把握した上での対策を練り対応することが最も有効で、大切ではないでしょうか。復旧、復興対策と、人の命を守るためにもですね、これらへの対策が必要だと思います。町の考えを聞きたいと思いますが。

これもですね、このことが執行部会や担当課内では検討していることであろうと思っておりますが、現状での対応策等を聞きます。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

浅野議員の、南海トラフ地震等の際のドローンの活用についてのご質問にお答え致します。

行方不明者の捜索時等については、消防署等の応急救助機関の任務でございますので、要請に基づき対応してまいります。

南海トラフ地震等が発生した場合は、ドローンによる被害状況の把握がその後の災害対応や復旧、復興に重要であると考えています。

今後は、大規模災害時等のドローンの具体的な運営について検討してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

浅野修一君。

2 番（浅野修一君）

1 問目でもそういった答弁いただけたんじゃないかと思ったりもしますが。

そうですね、今も課長も言っておられましたけど、やっぱり先ほどの水難事故ではありませんが、そういった場合の活用はもちろんなのですが、今朝の一般質問にもあったように、南海トラフに対する対策というかそういった部分においてもですね、被災した折には、もうこれは絶対だと思いますがドローンで被災場所、この実際の映像を見ればですね、どういった所にどういった対策が必要であるのか。これはもう、それこそ文字どおりの一目瞭然、分かるようになると思いますので、早期の対策にもですね、本当に有効だと思いますよ。だってそうでしょう、もう行けない場所まで飛ばして、見れるんですから。見れば、どんな対策せんといかん。対策練るにも、もう即できるようなことになるがじゃないでしょうかね。

それとか、人命救助の面においてもですね、よくテレビなんかでも、水害のときなんか特にそうですね、屋根の上へ上がって手を振って助けてくださいっていうふうな、そういったこともよく見ますんで。そんなことにも対応がね早期にできるがですよ。

そういった意味も含めて、さっきの質問でも言いましたが、やっぱりね熟練とまでは言わなくても、現場を映せるだけの力量というか技術を習得すべきだと、僕は思うがですね。

今、南海トラフが 80 パーセントに上がったでしたかね。30 年以内ですか、80 パーとか。明日かもしれんことですので、30 年後って決まったわけでもないですし、明日かも分からん、明後日も分からんことですので。やっぱりそういったことへの対応としてですね、質問にもあるように復旧復興対策等、1 つの命を守るためにですね、ぜひこれドローンを活用できるような方向というか、施策を取るべきやと思うがですよ。

本当、文明の利器ですけんね。ドローンって、とんでもなくみんなの力になる道具であると思いますんで。先ほども言いました百聞は一見にしかずで、その現場を見ながら策が取れますんで、ぜひですね、早急にこれ取り組んでいただきたいと思いますんで。今日、明日、何とかせいっていうようなことまでは言いませんけど、全テーブルに上げて、こういう対策、仕組みを作りましたっていう話をぜひね、早いイメージというか、早期にお聞かせ願えたらと思いますんで。

何度も言いますが、本当に人の命にかかわりますんでね、早くしないといけないと思いますんで。そういうことで、今後のこれも課題というか、課題ばかりですけどよろしく願いしまして、質問の方終わります。

議長（中島一郎君）

これで、浅野修一君の一般質問を終わります。

この際、14 時 40 分まで休憩します。

休 憩 14 時 29 分

再 開 14 時 40 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

高知県も梅雨に入り、雨が続く予報となっています。近年の気候変動で、農作物の出来高が大きく変わってきています。町内の水田では田植えもほぼ終わり、青く光る田んぼを眺めながら夏以降の豊作を願う毎日です。本日は通告書に基づき、3 つの質問を致します。

まず、ここ最近の課題である米問題について問います。

備蓄米という言葉が報道で聞かない日はないくらい、米問題について騒がれています。昨日のニュースでは、高知県でも備蓄米が販売されたとの報道がありました。備蓄米が届くにはまだまだ黒潮町は先ではないか、また届くのであろうかというくらい、黒潮町も本当はお米に困っております。米不足と無関係ではられない状況にあります。幡多地域で米どころと言われる三原村ですら、お米がないと言っております。

そこで、カッコ1の質問です。

全国的にも課題となっている米不足について、町は現状やその影響をどのように把握しているか。

また、今後何らかの対策を考えているか問います。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは濱村議員のカッコ1、米不足について町は現状やその影響をどのように把握しているか。また、今後何らかの対策を考えているかにつきましてお答え致します。

全国的な米不足における要因としては、単なる天候不順だけでなく、外商産業やインバウンド需要の拡大、燃料費の高騰による輸送コストの上昇など、幾つかの要因が複合的に関係しているともいわれています。

農林水産省のデータによると、業者間の取引価格である相対取引価格は、令和5年産平均価格が、60キロ当たり1万5,315円だったのに対し、令和6年産は2万4,597円となっており、品薄の影響を受け、約1.6倍にまで上昇しています。黒潮町における影響を相対的に把握できる資料はありませんが、一般家庭におきましても、店頭での販売価格の上昇により、家計を圧迫しているのは全国と同様であると認識しております。

現在、国の方で米の流通安定化に向けた対策が進められておりますが、町内に政府備蓄米がどれだけ流通しているのかを確認することは困難であり、また、今年の新米が流通し始めたとしても、価格が安定化されるかどうかは不透明です。

今般のエネルギーや食料品等の価格高騰による影響を受けている状況も踏まえ、どのような対策、支援策が必要なのか、今後の動向を注視しながら検討していきたいと考えています。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13番（濱村美香君）

このお米不足の状況は、育ち盛りの子どもを抱える家庭や高齢者の世帯がお米の確保に苦労していると思います。そして給食センターの方などもちょっと心配をして聞き取りますと、何とか夏休みまでのお米は確保できたということでした。現状としては、あったかふれあいセンター事業も昼食の提供等してありますが、やはりお米がないということで。高いものを買えばあるんですけど、消費量が多いので、なかなかその利用者さんから頂く食料費代で賄いきれないという現状があったりして。そういう状況もありながら、きっと何とか足りるであろうという農家さんの善意もあって、こう分けていただく、売っていただくというようなこともしております。

先ほど室長の方から、今後の動向を調査していくとありましたが、具体的にはどのような方法でどういうところに調査をしていくのか教えてください。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは再質問にお答えしたいと思います。

中国四国農政局などによりまして、県下の価格なんかの調査を定期的にやっているようでございます。そちらの方からも情報を取りながら把握していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

うちの町の規模から言うと、本当に手の届く、目の届くところにお米がありながら、本来ならあるお米が今回はよそに流出をしてしまっている。また、よそから仕入れたお米は5キロが4,000円台から5,000円台に上がっていて、なかなか手が届きにくい価格になっているというのが、うちの町の現状であると思います。

生産者さんに当たってみても、今年はもう全部出してしもうたというようなことが先ほど室長から言われた、1.6倍に買取価格が上がってるっていう要因があると思います。新米ができたところで、これが下がるのも農家さんにとってはしんどいし、上がればなお住民の方たちにとっては、買いたいと思っていたお米を手を伸ばしたけどやっぱちょっと今日はやめちょうかというふうに先延ばしになったりして、代替のもので食事を取っていくっていうことになっていくと思っています。なので、新米ができたからといって喜べない。

去年ぐらいから、じゃあどうしたらその全部を出さずにいられるのかっていうのを考えたときに、ちょっと聞いてみたら、農家さんに。保冷庫があったら、もうちょっと自分のところで蓄えておけるっていうようなこともありました。なので、空いている保冷庫にちょっと仮に入れさしてもらおうというような対応を取って、一応お米の確保をしたような状況もあります。

本当に主観的なことになるかもしれませんが、小売店のところの現状を見てみると、5月はたった1回お米が5キロが8袋、それも即日に関売しました。それで6月に入って3キロ7袋納品がありましたけど、それも即日に関売しました。なので、本当にお米を作ってない方や分けてもらう先がない方は、本当にお米不足に一生懸命向き合ってるんだっていうのを感じます。

そういった中で、政府との調整、中国四国農政局とのやりとりの中で、じゃあうちの町に何かこうできること、なかなか、個人の消費のことを町が手を打つということはなかなかできないことかもしれませんが、そのときにふと、マスクがないときに、マスクの調達に町が協力をしてくれたっていうことはありました。それをちょっと思い出したときに、全戸にお米を配るわけにはいけませんけれども、お米自体もないので。ですけども、それぐらい大変なところに来ているという現状を、町としては把握をしておいていただきたい。

個人の方に、いろいろどういうふうにしてますかって聞いたら、イモやトウモロコシを足して、かさ増してご飯を食べている。雑炊にして少量だけ食べてる。何かそれを聞くと、何か戦中戦後の何か日本のような気がして、そこまで大変な思いをやっぱりしてる人がいるんだっていうことに気が付いていかなければ、私たちも気が付いていかなければならないし、自分のところが何とかまだ足りているから大丈夫ではなくて、町全体を見たときにどうなのかっていうのをやはり真剣に考えていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

さっき、種苗、種芋の予冷庫みたいなことの補助があったんですが、やっぱり保冷庫の補助等が多少でもあれば、農家さんが町内からお米を外に出さずに、何とか来年いっぱいお米が町内に何とか行き渡るっていうような状況を組めたりもしないかなというふうに思いますが、そのような可能性についてはいかがでしょうか。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斉藤長久君）

濱村議員の再質問にお答えしたいと思います。

米の農家での予冷库の補助ということですが、予冷库の補助自体はですね、ちょっとできるかどうかということは検討はしてないんですが、実際ですね、そこへ米を農家さんが備蓄をするということになると思います。

農家さん自体はですね、黒潮町の農家さんの多くは新米ができたときにですね、出荷をする人が大半でして、残りはですね自分くの販売というか、家で食べる部分を残しておくという方が多いということは聞いております。

それ以外にですね、備蓄ということで残すということを町の方が要請するとですね、その分の、今年みたいに米不足になったらですね、それはそれで、そこで買い上げということもできるかもしれませんが、在庫を抱える、売れなかったときに在庫を抱えるということになります。なので、そういうことを考えるとですね、なかなか難しいのかなということを思っております。

米の安定供給とか流通の確保については国が対応していくということが大きいと思いますので、黒潮町としては、農業者がですね、米の生産ができるということ、その基盤を整えるということが大切だと思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

育ち盛り子どもたちに腹いっぱい、お腹いっぱいお米を食べてもらいたい、そんな思いでこれからも大切な課題として、町の方でも取り組んでいただけたらと思います。

次の質問に移ります。

2、教育施策についてです。

まず、カッコ1、中学校の部活動に関する質問です。

野球部については、拠点校の形をとり、佐賀中学校と大方中学校が共に練習をしていると聞いています。先日土曜日に、佐賀中学校の生徒がくろしお鉄道を利用し、大方中学校に練習に来ていた場面に遭遇しました。生徒の数が少なくなった今、不便さを乗り越えながらも町内で中学校1チームとして活動できる状況に落ち着いたと、個人的には見ています。これまで保護者間ともいろいろ協議を重ねてくださった結果だと思っています。

カッコ1の質問なんですが、中学校の部活動、その運動部について、地域移行を含めたその現状と今後の方向性を問います。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは濱村議員の、部活動の地域移行を含めたその現状と今後の方向性についてのご質問にお答えします。

令和5年度に、学校部活動の地域クラブ活動への移行等を進める改革推進期間がスタートしてから2年が経過を致しました。

この改革先進地では、既に地域に根差したスポーツクラブなどの団体が学校と連携し、部活動の地域連携が進められておりますが、いずれも都市部など担い手が複数存在している地域に偏っている状況にあります。国は、今後の取り組みとして、令和8年度から10年度までを改革実行期間の前期とし、休日における部活動の地

域展開に着手する方向性を示しております。

黒潮町としては、令和元年5月に公表した黒潮町部活動の方針に沿って、部活動の地域移行について研究を行ってきました。しかしながら、この間、地域において担い手となる団体を確保すること等課題が多くあり、現状の地域展開の状況には至っておりません。引き続き部活動の地域展開について、国の動向や他自治体の事例の情報を収集し、研究を行います。

黒潮町の部活動の具体については、生徒の活動を実現していくために、当面は今ある部活動を基軸として合同チーム、拠点校部活動を含めた支援を行ってまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

推進期間から約2年が経過して、一つずつ課題が解決に向かっているところだと思うんですけども。

サッカーを一つ例に挙げて話をさせていただきたいと思うんですけど。この小さな町で、中学校の部活動を含めた3つのチームに今分かれてると思うんですけど、生徒が分散してしまっていると思います。公式戦に出ることもかなわず、チームでプレーすることすらかなわない状況に、今後、中学校の部活動もなっていくような予測が立ちます。かつて黒潮町は少年サッカーがあり、中学校に上がって1つのチームになりというところで選手権に出たり、もろもろ大会、練習試合がスムーズに進んでいましたけれども、今後それが3つに分散する、4つに分散するとなったら、そこが必ずせっかくの1つのチームというか仲間で、スポーツによって人間形成していく、人として大切なことを習得していくっていう場面が削られていくような気がするんですけども。

民間が立ち上げたそのクラブチームに対して、教育委員会が介入することはなかなか厳しいというのも分かりますけれども、やっぱり教育の基本方針、そういうものに照らし合わせてみたら、きちんとそういう環境をつくる。子どもたちがやりたいスポーツにチャレンジして、自分が成長して活躍できる、そういう環境を整えるっていうことも自分たちの役割として入っています。

その点について、教育委員会は今後どのように対応されますか。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

濱村議員の再質問にお答え致します。

まず、運動部活動というのはですね、教育活動の一環であると、この大前提がございます。ですから、学校の中で行われるということになりますので、これが外になりますとですね、これは学習塾と同じ考え方で運営されてくることになりますので、私も基本的には濱村議員と同様ですね、危惧をしているところでございますけれども。今後これは大いに研究していかないかんということでございますが、ここはもう、いわゆる活動する側のですね、ニーズに応じてそちらへ動いていくということになると思います。

従いまして、先ほど次長の方から答弁がありましたようにですね、私たちとしては、合同チーム、そして拠点校制度ですね、これをしっかりと進めてまいりたいと。

併せて、今言いましたように研究してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

何かを推進していこうとすると、必ず理念というものが必要になってくると思います。その理念がしっかりしていなかったら、てんでばらばらの方向を向いて、子どもをしっかり育てる、たくましく育てるというところから違う方向に行ってしまったたり、大人のこう意地であったりエゴであったり、そういうものが突出してしまって、チーム間でいがみ合ったりとかいうことになりかねません。

そのクラブチームが2つあって、中学校と一緒にあってどこもが一緒になって融合して取り組めるなら、子どもの成長は望めると思うんですね。豊かな成長。けれども、こんなちっちゃな町でチームが違うばっかりに分裂したりいがみ合ったりっていう結果が生まれるのが、私は一番残念でなりません。そういう子どもたちは、きつとふるさとへの愛着や、何といいますかね、ふるさとへの愛着とかそういうものを持って町外に出ないと思うんですね。やっぱりこの町でみんなとたくましく競い合って成長したねっていうものがあれば、またふるさとに帰ってきてくれるという期待もできると思うんですが。

そこらへんのその理念というものを、たとえ民間であっても、うちの町は子どもたちをこういうふうに育てていきたいんですっていう理念をしっかりと伝えていただきたいと思うんですけど。

それはできそうでしょうか。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

濱村議員の再質問にお答え致します。

まず、理念と申します部分につきましては、黒潮町の部活の方針ということでしっかりと明記をしてるところでございます。

それで今言われた分につきましてはですね、サッカーのことを例に出されましたけども、まずサッカーの大会をちょっと考えてみると、クラブチームのですね、チームが参加できる大会と、それから学校の部活動が参加できる大会、これが別になりますので、従って、全国中学校の体育大会にこれに出れるのが学校の部活動ということになりますので。だから、自分たちが出る大会の方を選択しているということになりますので、従いまして大会そのものがですね、ちょっと緩和されてこないとですね、なかなかその選択、どう選択していくかっていうのはですね、難しい状況にあらうかと思います。

以上です。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

私もちょっとしつこいようですが、そのクラブチームにうちの町は子どもをこういうふうに育てたいんだっていう、こういう基本計画があるんです、基本理念があるんですっていうことを共有する場というか、民間であっても、やはりうちの町の子どもたちをこう変える。まあ、塾もそれは一緒なんですけど。スポーツに限らず。

何かそういう共有の場面みたいなものがやっぱりないと、それはやっぱり大人の思ったような形になったりとか、そういうふうな本当に子どもファーストじゃない形にたどり着いてしまいそうな気がするんですけど。

その点もう一回。

議長（中島一郎君）

教育長。

教育長（宮川雅一君）

再質問にお答えを致します。

私自身もですぬ忸怩たる思いでございますけれども、先ほど申しましたとおり、大会そのものの参加ですね、これは選択するところによって変わってまいりますので、ここは保護者、あるいはその子どもさんたちですね、考え方にかかわっていくんじゃないかというふうに、現時点ではそのように思っているところでございます。

この黒潮町の部活動の方針ということについては、揺るぎない状況であるということでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

しつこいようですが、理念の共有の場面は、大会の出場するしないにかかわらず育成の場面において大切だと思うので、ぜひそういう機会が持てるならば、それは教育に関してかかわる部分であればそれは必要なことだと思っていますので、よろしくお願い致します。

次の質問に移ります。

これは令和7年度の教育保育行政方針の3の重点目標の中のカッコ5に示されていることです。もちろん教育基本計画の中にも出てきている文言ではありますが、カッコ2の質問です。

不登校、長期欠席児童生徒の現状と、現状を踏まえた対策を問います。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは濱村議員の、不登校、長期欠席児童生徒の現状と対策についてのご質問にお答えします。

まず、長期欠席と不登校の定義につきまして、文部科学省は、長期欠席は欠席日数と出席停止、忌引き等合わせて年間30日以上欠席を指し、理由は病気、経済的理由、不登校、その他に分類されます。

また、不登校は、年間30日以上欠席し、心理的、情緒的、社会的な要因により登校が困難な状態を指すとしております。

黒潮町の長期欠席、不登校児童生徒数は、令和3年度以降、全国平均よりも低い水準で推移をしております。

不登校の原因としては、家庭環境、学校生活への不適応、友人関係の課題、生活リズムの乱れなど、多岐にわたっております。

対策としましては、教育相談体制の充実、外部専門家による個別支援、適用指導教室やICTによる多様な学びの場の提供、学校での気持ちメーターの活用など、多面的な支援を進めています。

今後も早期発見、対応に努め、関係機関と連携しながら、児童生徒一人ひとりに適した支援計画、支援方法を進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

不登校や長期欠席児童がゼロではないというのが、うちの町の現状であると思うんですが。

その支援計画については、個々に応じた支援計画というのはどのぐらいの頻度で計画されて、見直しをされているか。メンバーは、どういうメンバーで立案されているかっていうのを教えてください。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは濱村議員の再質問にお答えを致します。

教育委員会におきましては、長期欠席の児童生徒の状況を毎月、全ての学校から把握をしております、教育長以下、学校、次長、次長補佐、それから SSW、スクールソーシャルワーカーですね。それから教育研究所を交えて、一人ひとりのその内容を、学校の方で校内支援会が行われますので、SSW がその状況を聞いて報告をしながら、具体的な対応策か、その長期欠席と申しまして単に病気で休んでいるのか、それとも心理的な状況が作用しているのか、それとも友達関係で悩んでいる様子があるのか、そういったところをつぶさにそのメンバーで確認をしながら、その対応というのも、学校とともにですね、SSW を通じて家庭訪問が必要であれば SSW が家庭訪問したりといった形で、毎月必ず行うということにしております。

SSW は、学校で行われる校内支援会に今 SSW3 人おりますけれども、担当地区を割り振りしながらかわっていているという状況でございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

スクールソーシャルワーカーが主に家庭訪問したりとかいうことでしたけども、実際に学校の先生が保護者や本人と生徒児童とかかわることというのがありますか、というのと。

あと、頻度。先ほちょっと聞いたんですが、その支援計画というのは個々に行われる支援、立てられる支援計画ですかということと、お願いします。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは濱村議員の再質問にお答えを致します。

家庭への訪問は SSW のみならず、当然学校の方も担当が伺ったり、また複数体制で伺ったりといった形で、その児童生徒に合った、誰が訪問した方が一番いいのかということは学校でも確認しながら進めております。その中に SSW が同行した方がいい場合、また SSW が単独で訪問があった方がいい場合、そういったことを含めて活動をしているところです。

それから個人個人のケースにつきましては、長期的に見守りであったり、それから短期にですね、いろんな情報を仕入れながら、すぐに対応しなければならないというご家庭、児童生徒もあつたりしますので、それは一定の周期で計画を立てるのではなく、個人個人に合った形で対応を進めているところです。

また、学校とスクールソーシャルワーカーだけじゃなく、場合によっては福祉部局とも連携しながら、福祉施策が必要な場合等も当然ございますので、そういった部署とも連携しながら進めているところでございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

そういうふうに個別に支援計画を立てて取り組みをしている、支援しているというのは分かりました。

福祉の場面でもやはり同じように、何か1つ課題を抱えたら、その人が思ったような生活ができなくなったときには、ケアマネージャーなりソーシャルワーカーなりが、1人の人に対して、やっぱり原因は何かとか、どうあったらどうしたいかっていう本人の思いとか、そういうものを必ず細かく聞き取り、自分の計画を立てていきます。もちろん本人がそこにはいます。自分以外のもので立てたりすることはまずないんですけど。

そういうふうに丁寧に、今も丁寧にやってくれてはいますけど、それが表面だけの水をすくうようなことでなくて、本当にぐいっとその子に近づいて、本当は何が嫌だったんだとか、本当はどうしたいんだとか、そういうことを本音で話せるキーパーソンというものがまた1つあれば違ってくるでしょうし。学校に来ることだけがその子の人生でもなく、学校に来なくても、先ほどのようにクラブチームのクラブには行けたとか、そういうこともやはりあると思います。なので支援計画の幅を本当に広げて、その子にとって何が一番望む生活になっていくのかっていうのをもっと深く中身までぐっと踏み込んで、本当にその子がずうっと、本当は勉強したいのに勉強できてないとかいう状況にあったら、やっぱそれは改善していくべきなので。学校に行かなくても勉強はできるし、勉強したかったら。スポーツはクラブチームに入ったらできるしという選択肢もあるので、そこらへんはやはりいろんな選択肢の中でその子の夢実現をしていけるように、ぜひここは丁寧に、真剣に。もう本当に全国的な取り組みを見たら、いろんな部局がかかわって、長期欠席がゼロになったり不登校がゼロになったりっていうケースもありますので、またぜひ取り組みは継続していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

カッコ3です。田ノ口小学校の児童が歩いて入野小学校へ通うケースをよく見かけます。

県外の事例ではありますが、小学生を巻き込んだ交通事故等が多発している状況下で、安全な通学路の確保について、町の考えを問います。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは濱村議員の、安全な通学路の確保についてのご質問にお答えします。

児童生徒の安全な通学路の確保の取り組みとして、一つには、通学路の合同点検の徹底および環境の整備改善の取り組みを行っています。こちらにつきましては、町内全小中学校で通学路の交通安全と防犯の観点による合同点検の実施、危険個所に関する情報共有をするために、学校の夏休みの期間に終了をするまでに、通学路交通安全防犯合同点検の実施をしております。

その際、保護者や地域関係者の協力を得て、各校で点検を実施することとしております。点検した結果は各校が取りまとめを行い、9月初旬に町教育委員会に提出されてきます。その後、町教育委員会、学校長、道路管理者、道路管理者には町、幡多土木事務所、国土交通省、それから警察で組織する黒潮町通学路安全対策連絡協議会において協議を行い、各管理者におかれましては、道路状況調査をはじめとし、事業の調整を含めて児童生徒の安全確保のためにでき得る対策に取り組んでいただいているところです。

もう一つには、地域における連携の強化の取り組みを行っています。こちらにつきましては、登下校における交通安全、防犯対策に関する地域連携の場について登下校時にかかわらず、児童生徒の校外でも安全を確保するため、総合的な全町体制の見守り組織の構築を進めることとしています。

このうちの取り組みとして、黒潮町子どもサポートセンター職員やスクールガードリーダーによる登下校時の巡回による見守りなども行っております。また、拳ノ川小学校区および南郷小学校校区には、毎日ボランティアで児童の通学に寄り添っていただいている方もいらっしゃり、教育委員会として感謝をしているところです。

ケースとしてお話のありました、田ノ口小学校区の児童が歩いて入野小学校に通われていることにつきましては、黒潮町通学学区区域外通学許可基準に関する取扱要綱に基づいて校区外通学の申請があり、許可をしている児童であると見込まれます。

各校が行う通学路合同点検につきましては、校区内の点検を行っているところではありますが、校区外から通学する児童の通学路までには及んでいない状況になっております。

校区外申請があった場合には、保護者とも児童の通学の安全確保について確認を行っております。黒潮町の通学路に係る各部署、関係機関におかれましては、児童生徒の安全確保に真摯に取り組みを行っていただいているところです。現状を踏まえた上で、学校との連携による児童生徒への安全教育を行い、教育委員会として引き続き通学の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

校区外ということでスクールバス等の利用もなく、歩いて長距離、ちっちゃい小学生が歩いて通ってるのを見かけます。

この役場から降りたところの信号のところに、一部だけ防護柵があるんですね。大方高校の上がり口のところにも防護策があります。それはどうしてそこだけついているのかというのは、私も勉強不足で知らなかったもので国交省の方に聞いてみましたら、この役場の下は横断を抑制するための防護柵であるっていうこと。カーブで坂にもなってるし、横断をする、横断歩道以外を横断しないようにっていう、歩行者の安全のための防護策でありまして。大方高校の方は下がちょっと高いところになってて、こう下が道があって、そこに車が落ち込まないように、車両用の防護柵であるというふうに説明を受けました。それぞれいろいろな用途を含んで防護柵があるんですが、でもやはり子どもたちを守る意味では、その車両と歩行者、自動車用共にこう保護されるような防護柵が、この 56 号線沿いに要るんじゃないか、片側だけでも要るんじゃないか。また、防護柵をつけてほしいという、保護者からの要望もあがっております。

小学生のみでなく、大方中学校の生徒さんは自転車通ってます。歩いて通ってる子もいます。大方高校の生徒さんも、もちろんそこが通学路になっています。地域の方たちは、そこを散歩をしています。なので、小学生の通学路のみという条件ではないにしても、やはり防護柵の必要性があるのではないかと町の方にも一緒に考えてもらいたいと思っております。

国交省の方は、通学路の安全対策の連絡協議会がそれを上げてきてくれたら考えます。すぐにするとは言いません。何か起こらないうちからできませんと言われました。何かが起こってからでは遅いんですね、実は。朝、自分の子どもが行ってきますって言って、ただいまって帰ってこれない状況が、あつてはならないんです。

なので、これから田ノ口小学校が休校になるに当たって、また通学バスを利用せずに歩いて通う子どもたちもいます。通学バスに乗らない中学生の安全もあります。さまざまなことを考えたときに、いま一度、このバイパスの防護柵、防護柵を検討しなければならないときに来てるんじゃないかと思っていますが、どうでしょうか。

議長（中島一郎君）

教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは濱村議員の再質問にお答えを致します。

最近のテレビや新聞でも、小学校児童の交通事故のニュースが頻繁に発生しております。それは歩道に車が突っ込んだりであったり、また歩道のない狭い道で児童が巻き込まれたり、こういうものも目にするところがございます。児童生徒の通学の安全確保というのは、本当に何よりも大事なことでないと認識しております。先ほど濱村議員がおっしゃられたとおり、朝元気に出て行った子が帰ってこないなんてことがあってはならないものだと思っております。

教育委員会としましては、今の状況も踏まえながら、各学校と道路の状況によってその歩道が広がったり、また狭かったりと、いろんな国道の歩道の状況がございます。狭い状況の中で防護柵をつけると、かえって自転車がそこに引っ掛かるといったことも危惧される場合もあるかと思えます。そういったことも踏まえて、今後、学校現場とも中学校とも協議をしていく中で、どのような形がいいのかということは、学校もですね保護者も交えて真剣に討議をして、意見をまとめていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

佐賀小学校区内にも実は 56 号線沿いに防護柵をつけてほしいという要望も、令和 5 年も 6 年も共に上がっております。大方のことだけを言うんじゃないかって、共に町全体のことを見て。

田ノ口小学校の前は非常に歩道は細いんですけど、やはり蛸瀬川沿いに防護柵、それは車両用の防護柵だそうです。車が川に落ちないようにという。狭い歩道にそういうふうに片側だけついておりますが、そういうことも踏まえて、保護者としっかり。保護者も、やはり思いはしていながらなかなか声として挙げられないというケースもあるかもしれないので、やはり子どもたちと一緒に目線になって道を歩く、そういうことも学校としてもらいながら現状を把握して、声として挙げて、それをまた受けていただきたいと思います。

実際にこのバイパスでも、歩道に突っ込む事故がなかったかといったらそうでもなくて、信号元のところの街路灯というか、街灯のところがね、もう折れ曲がって今撤去しておりますけど、いくら夜中の事故であったといえどゼロじゃないんだということを思ったら、これがまた日中で、子どもたちの通学時間、住民の散歩の時間だったらちょっとぞっとするような話でした。

なので、これからもこの通学路の確保について、例年見直しを行ってくれていると思いますが、引き続きよろしくをお願いします。

次の質問に移ります。

3、脱炭素施策について質問します。

カッコ 1、5 月 20 日の募集が掛かった省エネ家電設置補助金でありますけども、5 月 29 日には既に終了をしたとのことでした。

応募の状況と、今後の計画を問います。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

濱村議員の一般質問、脱炭素政策についてのカッコ 1、省エネ家電設置補助金の応募状況と今後の計画についてのご質問にお答えを致します。

ご質問の省エネ家電設置補助金につきましては、黒潮町が進めております脱炭素先行地域事業の一つとして、国の有利な交付金を活用し、令和 6 年度から実施をしております。この補助金は、補助事業者が行う省エネ家

電設置に係る経費の一部を補助することにより、町内で利用されるエネルギー効率を向上させ、温室効果ガスの排出を削減し、ゼロカーボンに向けた取り組みを推進することを目的としております。補助事業者である住民の皆さまはもちろん、町内の設置事業者の皆さまにとってもお仕事につながるなど、経済活性化にも寄与する事業であると認識をしております。

今年度は5月20日から受付を開始し、直後より多くの申請をいただいたことで、一般住宅分につきましては5月29日に予算額に達したため、受け付けを終了しております。

なお、昨年度は補助対象外であった店舗兼住宅などの併用住宅を本年度から補助対象として拡充をしております。併用住宅分につきましては現在も受け付けをしている状況でございます。

今年度の申請状況につきましては、エアコンが66件、エコキュートが40件、合計106件の受け付けをしております。

今後につきましては、先ほどお答えしました併用住宅分については予算に達するまで受付を継続致します。

また、脱炭素先行地域事業の全体計画としましては、令和8年度および令和9年度においても同様に実施していく計画です。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

私はですね、この補助金があるのは議会の中でも予算化されていたので知っておりました。けれども募集のこの日にちについていつから始まるっていうのは、黒潮町のLINEで知りました。

LINEで知った方は早かったと思うんですが、その情報を。そのLINE登録をしてない方たちには、この情報がどのように届いたのか。LINE以外での広報が何かあったかということをお尋ねしたいと思います。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

5月20日の補助開始につきましては、公式のホームページに載せると同時に、LINEで当日お知らせをしております。

広報等の媒体の場合は、原稿の締め切りとか寄稿までに期間がありまして、なかなか決定すぐ反映しづらいということがあって、今のところ、一番早くお伝えできるのが広報誌とLINEということになります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

昨年度、令和6年に間に合わなかった方々が、さあ次はという準備をされていたかもしれません。それで、それにもかかわらず、なかなかホームページを見る機会のない方やLINE登録をしてない方たち以外は、きっと5月20日に募集が始まったということを知らずに、もう5月29日に終了したという状況にあったという声を聞きます。

なので、本当に必要な方にこの補助金が届いているのかっていうのが、今回のこの期間の短さと広報の在り方についてちょっと課題でした。ましてQ&Aを読んでも、台数制限がない。なるべく、台数制限もないし回数制限はないが、なるべくまとめてとあります。2台、3台欲しいときはまとめて言ってください。でも、こ

れだけ件数が少ない補助金を1人が2台も3台も申請してしまったら、本当に家に1台もない方や、1台、そのたったある1台が壊れたっていうケースで行き届いてないんじゃないかというふうに思っていますが。また令和8年度まで待たなければなりません。夏もやってきます、冬もやってきます。

この状況をどのように、町としては今回のこの早さで行き渡らなかったっていう町民の声と、それをどのように今後に反映していく予定でしょうか。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

広報の仕方についてですが、恐らく、広報、LINE等の情報が届きづらいであろう高齢者の皆さまに対しては、実はあったかふれあいセンターを通じて、事前にこういった補助のお知らせ等を回ってご説明をしていたところでした。本年度もそういう補助がありますというお話をしたんですが、何分、始めてすぐ終了になってしまったという経過がございます。

また、次年度以降、また相当ニーズがあるのは承知をしておりますので、基本的にこの交付金の増額というものは国の交付金認められません。ただし、できる方法があるとすれば、来年度予定をしているものを前倒しして実施することができないかという部分につきましては、補助先である環境省と協議を始めたところでございます。

以上です。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

前倒しができるならば、それによって助かるご家庭が必ずあると思います。

今回も受付はしているけれども、設置がかなわなかったっていう声も電気屋さんの方からも聞いておりまして、やはり全世帯に行き渡るまではという、希望者に行き渡るまではというのは無理かもしれませんが、やはり台数制限っていうものとか、そういうものは一定必要になるんじゃないか。

新築の場合には、ゼロエネルギーハウスとしてまとめの別の補助金なんかが組めるものであればですけども、それは最初の基本計画にないと駄目なことなのかもしれませんけども。新築なのに1台というわけにもなかなかいかないと思うんで、新築の場合新築でゼロエネルギーハウスとしてまとめの別枠を作るとか、買い替えの場合は取りあえず1台からとか。3分の2補助というのは、とても住民にとっては大きいです。それで設置した後も電気代が安くなるとなると家計にも優しいので、私は1台を大事に使わなければならない家庭こそ、そういうふうに補助が行き渡ってほしいなというふうに思っております。

今回、私も思いがけずこの早い期間に終了になったので、あったかふれあいセンターや、在宅の家で暮らすあったかを利用してない高齢者たちも、知らない間に終わってたねという状況であつたんじゃないかというふうに思います。地区のマイク放送が一番平等ではありますが、それをするととんでもないことに、パニックを起こすかもしれませんので。

けども、広報においてもやはりその広報が間に合う時期、せめて広報が間に合う時期からの開始にちょっとこう合わせるとか、広報が行き渡る、予告みたいになりますけど、何月何日、今日から補助金申請開始しますじゃなくて、少し何日からしますっていうことにしておくとか、何かさまざまな方法はあると思うんですね。

なので、次回、その令和8年度の分は平等に、本当に必要な方にこの補助金が行き渡るように工夫をしてい

ただきたいと思います。

大丈夫でしょうか。

議長（中島一郎君）

環境政策室長。

環境政策室長（宮川智明君）

再質問にお答えを致します。

先ほどお答えを致しました前倒しの件がもし可能になった場合は、広報の仕方についてはまた検討の余地があるかと思うしますので、より良い広報の仕方というものを検討してまいります。

以上です。

議長（中島一郎君）

濱村美香君。

13 番（濱村美香君）

今回いろいろな事象を考えるに当たって、やはり多世代に幅広く届く広報の在り方というものを、私自身も考える機会となりました。

自分たちは便利に LINE を使ったり、パソコンを使ったり使いこなしていますし、いろんな情報を吸収しやすい世代、環境にあります。

そうでない場合にも、例えばちょっと長くなりますけども、ホームページの中でも PDF で貼り付けた資料が A4 サイズに印刷したときに、とっても字がちっちゃくてなかなか見ることができません。通学路の分もそうです。家に A3 のプリンターがあったらいいんですけど A4 までしかないので、縮小されるともう 1 ミリみたいな字になって、なかなか読みこなしが難しい状況にあります。

なので、そういうことも踏まえて、やはり平等に情報は届くべきであろうと思いますので、これからの課題と致しまして、これで私の一般質問は終わります。

議長（中島一郎君）

これで、濱村美香君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 15 時 35 分